立　山　遺　跡

（立 山 城 跡）

大東町上水道事業柿坂配水池建設工事に伴う
埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 報 告 書

２００８年３月

雲 南 市 教 育 委 員 会

立　山　遺　跡

（立 山 城 跡）

大東町上水道事業柿坂配水池建設工事に伴う
埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 報 告 書

２００８年３月

雲 南 市 教 育 委 員 会

序

雲南市教育委員会では、平成19年度に雲南市水道局の委託を受けて大東町上水道事業柿坂配水池建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施しました。本書は、このたびの調査で明らかとなった立山遺跡の調査成果をまとめた報告書です。

立山遺跡のある大東町養賀の丘陵は、平成７年に実施された調査により立山城跡として周知され、この周辺地域一帯が、中世後期から末期にかけて繰り広げられた尼子、毛利攻防戦の舞台であったことから、戦国時代の歴史を学ぶ上で貴重な資料であるとして保存が図られておりました。しかしながら、近接して住宅団地が造成されるにあたり、当地に上水道の配水池施設建設が計画され、他に適所を得ることができなかったことから、事前に発掘調査を実施いたしました。

今回の調査では、立山城跡の主郭部とされていた丘陵の頂部において、石垣や土塁を備えた江戸時代初め頃の礎石建物跡が見つかりました。残念ながら記録保存の措置を執ることとなりましたが、この地域における中世から近世にかけての歴史を紐解く上で、大変貴重な成果があったものと認識しております。

本報告書が、地域の歴史を解明する一助となり、さらに文化財への関心を高めることに役立てば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査からこの報告書刊行に至るまでの間、細事にわたって多大なるご指導を賜りました皆様方、また、調査に関しまして多大なるご協力を賜りました雲南市水道局、島根県教育委員会など関係諸機関に、心より深く感謝申し上げます。

平成２０年３月

雲南市教育委員会
教育長　土　江　博　昭

例　　言

1．本書は、雲南市教育委員会が平成19年度に実施した大東町上水道事業柿坂配水池建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の報告書である。

2．調査の対象となった遺跡は次のとおりである。

立山遺跡　　島根県雲南市大東町養賀969-1番地

3．発掘調査は、雲南市水道局から委託を受けて、雲南市教育委員会が実施した。

発掘調査及び報告書作成にかかる組織体制については、次のとおりである。

［調 査 主 体］雲南市教育委員会　教育長 土江博昭

［事　務　局］藤井信弘（雲南市教育委員会教育部長）、稲岡恵子（同教育部次長）、湯村　茂（同生涯学習課長）、坂本諭司（同生涯学習課文化財グループ主査）、板垣　旭（同文化財グループ統括主幹・グループリーダー）

［調　査　員］山崎　修（雲南市教育委員会生涯学習課文化財グループ主幹・サブリーダー）
板垣　旭（雲南市教育委員会生涯学習課文化財グループ統括主幹・グループリーダー［試掘調査担当］）

［調査補助員］安川賢太（派遣職員［株式会社トーワエンジニアリング文化財課主任］）

［整 理 作 業］青木裕美子（臨時職員）、飯塚明美（臨時職員）、坪内実加（臨時職員）

4．発掘調査及び報告書作成にあたっては、次の方々から多大なるご指導、ご助言、ご協力を賜った。本書の発刊に際して、改めて深く感謝の意を表したい。

田中義昭（島根県文化財保護審議会委員・雲南市文化財保護審議会副会長）、蓮岡法暲（島根県文化財保護審議会委員・雲南市文化財保護審議会会長）、杉原清一（島根県文化財保護指導委員）、藤原友子（島根県文化財保護指導委員・雲南市文化財保護審議会委員）、林　健亮（島根県教育庁文化財課主幹）、間野大丞（島根県教育庁埋蔵文化財調査センター文化財保護主任）、東森　晋（島根県教育庁文化財課文化財保護主任）

5．現地における発掘調査の期間は次のとおりである。

平成19年５月23日～平成19年７月31日

6．挿図中の方位は測量法による第Ⅲ系座標Ｘ軸の方向を指す。また、平面直角座標系ＸＹ座標は世界測地系による。高さは海抜高を示す。

7．本書掲載の遺跡分布図は、国土地理院発行の1／25,000地形図（宍道・木次）を使用して作成した。

8．本書に掲載した図面は、調査員・調査補助員等が分担して作成した。また、写真の撮影については調査員が行った。

9．本書の執筆は山崎が行い、編集は安川の補助を得て山崎が行った。

10．本報告書掲載の出土遺物、実測図、写真などの資料は、雲南市教育委員会で保管している。

目　次

第1章　遺跡の位置と環境

第1節　地理的環境 …… 1

第2節　歴史的環境 …… 2

第2章　発掘調査の経緯と経過

第1節　発掘調査に至る経緯 …… 10

第2節　発掘調査の経過 …… 12

第3章　発掘調査の方法と成果

第1節　試掘トレンチ調査 …… 17

第2節　発掘調査の方法と概要 …… 19

第3節　検出遺構と出土遺物 …… 26

第4章　総　括

第1節　丘陵頂部の造成と遺構の時期 …… 34

第2節　遺構の性格と機能 …… 36

第3節　まとめ …… 39

挿図目次

第1図　立山遺跡の位置　1
第2図　赤川中流域の遺跡　6
第3図　水道施設整備工事図面　11
第4図　立山遺跡周辺地形図　13
第5図　試掘トレンチ配置図　14
第6図　試掘トレンチ土層断面図　18
第7図　調査区平面図　21
第8図　遺構配置図　23
第9図　サブトレンチ土層断面図　25
第10図　礎石・入り口様配石遺構・石垣の平面及び立面図　27
第11図　石塔部材出土位置図　29
第12図　出土土器・陶器・砥実測図　31
第13図　石塔部材実測図　32
第14図　五輪塔・宝篋印塔の各部名称　33
第15図　立山城跡の縄張りと調査区の位置　37
第16図　西方寺宝篋印塔　38

写真図版目次

図版1－1　試掘調査前の状況（東より）
　　－2　試掘調査前の状況（北西より）
図版2－1　第1トレンチ遺構検出状況（南西より）
　　－2　第1トレンチ遺構検出状況（北東より）
図版3－1　入り口様配石遺構検出状況
　　－2　石垣検出状況（南東より）
図版4－1　石垣内の石塔部材
　　－2　石垣内の石塔部材
図版5－1　土塁北東部近景（南西より）
　　－2　土塁集石状況（北東より）
図版6－1　土塁南東側崩落小石群
　　－2　土塁南西部最下層集石検出状況（北東より）
図版7－1　平坦面造成土堆積状況（F－F'ライン）
　　－2　平坦面の造成土と石垣
図版8－1　平坦面造成土堆積状況（G－G'ライン）
　　－2　ピット完掘状況
図版9－1　平坦面造成土堆積状況（E－E'ライン）
　　－2　E－E'ライン造成土堆積状況近景
図版10－1　石垣の配列状況と入り口様配石遺構（北西より）
　　－2　石垣の状況（東より）
図版11－1　E区完掘状況
　　－2　集石除去後の土塁（北東より）
図版12－1　礎石1・礎石4検出状況
　　－2　礎石2検出状況
図版13－1　礎石配列状況遠景（南東より）
　　－2　礎石配列状況（南東より）
図版14－1　礎石配列状況（南西より）
　　－2　礎石配列状況（北西より）
図版15－1　出土土器
　　－2　出土土器と簪
図版16　石塔部材

第１章　遺跡の位置と環境

第１節　地理的環境

立山遺跡は、島根県雲南市大東町養賀から飯田にかけての低丘陵上に所在する。

遺跡のある雲南市は、島根県の東部にあたる出雲地方の中央部から南東部にかけて広がる。市の中央を国道54号が南北に縦貫しており、この国道54号を基軸として、主要地方道松江木次線、主要地方道出雲三刀屋線、および国道314号などの幹線道路が接続する市の中心部は、県都松江市や出雲市方面、広島県方面への交通の要衝となっている。

市内には、市域の中程をほぼ南北に貫流する一級河川斐伊川とその支流の赤川・三刀屋川・久野川、さらに赤川の支流である阿用川、清田川などが流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川、波多川が流れる。加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけては、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心として平地が広がっているが、南部に位置する吉田町、掛合町域は中国山地に至る広範な山

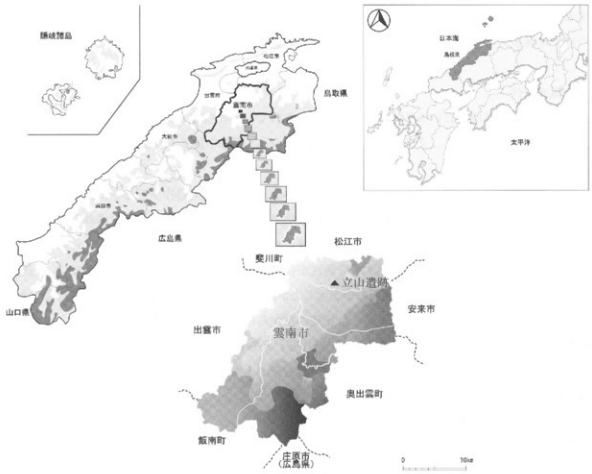

第１図　立山遺跡の位置

間地域である。

赤川は市域の北東部にあたる大東町及び加茂町域を西流する川で、加茂町の西端と簸川郡斐川町の境で斐伊川に合流する。中流域から下流域にかけては、赤川とその支流に沿って広い沖積低地が広がり、ここに大東及び加茂の中心市街地が形成された。大東町、加茂町の耕地の大部分はこの川の流域にある。大東町域の沖積低地に目を向けてみると、赤川と支流の清田川が合流する辺りから上流部は、川の流れが沖積低地を削り込み、川底が沿岸よりも低いが、この辺りより下流部の両岸には堤防が築かれ、徐々に川底が沿岸の低地よりも高くなって天井川に転ずる。このため、阿用川との合流地点あたりから下流に向かっては堤防もさらに大きなものとなっている。

立山遺跡は、この大東沖積低地の南西端に張り出した低丘陵上に位置する。ここは、大東中心市街地の西端にあたり、ＪＲ木次線、県道松江木次線、県道出雲大東線が交わるなど、各種交通路の結節地点でもある。

第２節　歴史的環境

以下、赤川の中・下流域を中心とする周辺の遺跡を紹介しながら、この地域の歴史的環境を概観する（遺跡名称に付した番号は分布図と一致する。なお、分布図の範囲外で図示していない遺跡については島根県遺跡番号を付す）。

１．縄文時代

斐伊川中・上流域において多くの縄文遺跡が知られているのに対し、支流の赤川流域には縄文時代の遺跡が極めて少なく、その発見例は角田遺跡［58］、織部中城子石斧出土地［62］の２ヵ所にとどまる。

角田遺跡では、多数の土師器片などに混じって下層部より縄文土器片や石器が出土した。出土した土器は、精製土器で満文に疑似縄文を施した瘤状突起部分、磨消縄文の浅鉢や深鉢などの後期の土器片、晩期の粗製深鉢片である。土器の出土状況から見て、流入したものとは考えられないことから、周辺に一連の縄文遺跡が存在する可能性が指摘されている。また、織部中城子では、宅地造成中に表土下約60cmの地点から磨製石斧が出土したが、単独の出土で土器などの他の遺物は見つかっていない。いずれも赤川右岸に張り出した丘陵の麓からの出土である。

赤川の支流阿用川沿いでは、仲田前遺跡［O295］から打製の石鏃が１点出土しており、この遺跡と川を挟んだ対岸の下阿用掛屋地内でも、打製石斧が１点出土したとされる。また、仁和寺の法雲寺境内からも打製石斧が１点出土している。

２．弥生時代

弥生時代の遺跡としては、界市（ケ市）遺跡［O299］、輪の内遺跡［59］、角田遺跡、横枕遺跡［86］、洞善寺遺跡［49］、下樋口遺跡［O96］などが知られる。

界市遺跡は、赤川と支流の幡屋川が形成した沖積微高台地上に位置する。この台地上の諏訪神社

西麓一帯を範囲とする仁和寺東遺跡［11］の一部で、土師器、須恵器と弥生土器が混在して出土した。弥生土器は中期及び後期のものである。また、界市遺跡の直近には、弥生中期の包含層が広がる郡垣遺跡［10］も知られ、ここからは多量の土器に混じって分銅形土製品も出土している。いずれの遺跡も遺構は確認されていないが、周辺に弥生時代中期から古墳時代にかけての集落跡が存在する可能性を示唆している。

輪の内遺跡は赤川右岸の加多神社参道横にあり、現在は県立大東高校のグラウンド敷地に埋め立てられている。一間四方の建物跡３棟と貯蔵穴１基が検出され、弥生後期の壺や甕のほか土師器も出土した。

角田遺跡からは後期の壺、甕のほか鼓形器台が出土している。赤色顔料が塗布された吉備系の小型特殊壺も出土しており注目される。横枕遺跡では中期から後期の土器のほか、瑪瑙製の石匙が出土した。また、洞善寺遺跡では、試掘調査の際に貯蔵穴とみられるピット１基が検出され、その中から中期前半の小形甕が出土している。

この地域における弥生時代の墳墓については明らかでない。ただ、木次町寺領にある原口墳墓群［Q2］では、１号墓で上部に列石を持つ墓坑が見つかっており、弥生時代の墳墓の可能性が指摘されている。また、最近、寺領小学校の南東丘陵の尾根上に数多くのマウンドが連なっていることがわかった。この丘陵は、もともと原口墳墓群と地続きであったとみられ、ここが弥生時代から古墳時代にかけての墓域であったものと考えられる。このほかには、赤川沿いの左岸丘陵上に弥生時代後期から古墳時代にかけての墳墓が広がっていた神原正面遺跡群［P24］が知られている。

弥生青銅器の出土では、木次町東日登で出土したと言われる伝木次銅鐸［Q103］が知られている。また、加茂町には全国最多39個の銅鐸が出土した史跡加茂岩倉遺跡［P115］がある。

３．古墳時代

支流を含めた斐伊川中流域には、景初三年銘の三角縁神獣鏡が副葬されていた加茂町の神原神社古墳［P3］や土井・砂遺跡（１号墳）［P69］、木次町の斐伊中山古墳群［Q48］、三刀屋町の松木古墳群［R2］などの前期古墳が点在する。神原神社古墳にほど近い神原正面遺跡群では、古墳時代前期から後期の古墳も見つかっており、弥生時代後期から連綿と続く墓地として注視される。

一方、この地域においては、中期の古墳はほとんど確認されておらず、加茂町の大崎元宮遺跡［P117］で５世紀後半頃とみられる３基の古墳群が見つかっているが、主体部が検出されていないこともあり確信を得てはいない。

古墳時代後期になると横穴式石室を持つ古墳が出現する。その一つとみられている加茂町の三代古墳［P21］は、金銅装の環頭大刀のほか多数の副葬品が出土したことで知られる。このほかに、横穴式石室を持つ古墳としては、大東町の稗迫古墳［28］、叶坂古墳［O20］などが知られる。稗迫古墳は明治38年頃に発見され、大刀１振のほか、須恵器の蓋坏、坏身が出土した。墳形は不明だが、内部主体は小形の横穴式石室で底部に石を敷き詰めたものと考えられている。叶坂古墳は、現在、半壊した横穴式石室が露出しており、古墳の盛土はすべて失われている。

その他の古墳としては、大刀２口や仿製小型獣形鏡が１面出土した神代古墳［46］、内部主体に箱式石棺を有する諏訪殿古墳群［67］、円墳が連なる洞善寺古墳群［48］や諏訪神社古墳群［12］、円墳４基・方墳１基のＡ群と方墳３基のＢ群に分かれる高塚古墳群［4］などがある。

横穴墓についても発見例は多い。この地域の横穴墓の形態は、玄室の平面が縦長長方形、断面が二角形の妻入りとなるものが中心である。このうち、大東町養賀の堂迫横穴群［29］は、古くから開口していたが、昭和25年に須恵器の大型甕・高台付長頸壺、瓶、坏蓋などの遺物が発見された。舟木横穴群［O7］も発見は古く、かつては10穴以上あったとされるが、現在２穴が確認できるのみである。平山横穴群（岸谷横穴群）［27］は、昭和45年、農道工事の際に発見され、須恵器が出土した。既に大正8年には、この斜面上方でも１基発見されており７基が確認できている。出土遺物としては、須恵器の坏身、蓋のほか、瓶、横瓶、平瓶、大型甕などがある。

また、明治年間に発見され、勾玉のほか須恵器が出土したという岩熊横穴［20］や、穴の前横穴［6］、内久保谷横穴群［O50］、御室山横穴群［31］なども知られる。御室山横穴群は半壊しているものの２基が確認されており、隅丸方形プランで断面はかまぼこ形である。

古墳時代の集落跡や遺物散布地としては、先述した仁和寺東遺跡のほか、古式土師器・須恵器が出土したとされる岩熊遺跡［17］や、大多和遺跡［O119］、板屋原遺跡［14］などがある。大多和遺跡では遺構は確認されていないが、古墳時代から奈良時代頃までの土器が出土した。また、板屋原遺跡では旧徴高地近くの畑から須恵器が出土したとされる。

また、斐伊川中流域の玉作関連遺跡として大東高校グラウンド遺跡［60］や角田遺跡、又下遺跡［61］がある。大東高校グラウンド遺跡と角田遺跡は近接し、又下遺跡も大東高校グラウンド遺跡の北方約100mの位置に所在する。又下遺跡において、僅かに柱穴様の窪みが２ヵ所確認されたのみで、いずれも明確な遺構は検出されていないが、この周辺一帯に玉作集団の拠点があったものとみられ注目される。

4．奈良・平安時代

『出雲国風土記』（以下、『風土記』という。）によれば、律令体制下において、大原郡には神原郷、屋代郷、屋裏郷、佐世郷、阿用郷、海潮郷、来次郷、斐伊郷の８郷があった。このうち、立山遺跡のある大東町用貿、飯田は概ね佐世郷に属するものと考えられ、川を挟んで北側には屋裏郷が広がり、東側が阿用郷、南側が来次郷、西側が斐伊郷、北西側が屋代郷となる。

大原という郡名は、郡家が斐伊郷に置かれる前の旧郡家付近に凹が１町ほどあって、広い「平原」をなしていたことに由来すると『風土記』は伝える。山野記事の筆頭に掲げられた「菟原野」の項には、「郡家の正東なり。即ち郡家に属けり。」という記載があり、『風土記』の編纂当時、大原郡家は「菟原野」付近にあったと理解されている。この「菟原野」の遺称地としては、雲南市木次町里方に「菟原」が見え、『風土記』では「野」を樹林のない草山に付していることから、大原郡家は現在のＪＲ木次駅の北方付近に位置していたものと推定されている。

一方、旧大原郡家は里程記載から屋裏郷にあったとみられ、大東町前原のＪＲ幡屋駅付近が推定されているが（大原郡家推定地［O53：15］）、この周辺では明確な根拠となる遺跡や遺物は見つかっていない。この前原地区は、斐伊川の支流である赤川と、その支流の幡屋川が合流する微高台地上に位置するが、前原地区と同じ台地上に続く仁和寺地区には、「郡家（こおりや）」「郡垣（こおりがき）」という地名・字が残っており、この地もまた、前原地区と同様に旧大原郡家の推定地として古くから注目されていた（郡垣遺跡［10］、「大原郡家推定地［O43］」から名称変更）。平成17年には、この「郡垣」付近で直線的に並ぶ柱穴が確認され、平成18年から19年にかけて、この直

近で行った発掘調査では規則性をもって並んだ大型の柱穴群が検出されており、この周辺に初期郡衙が存在する可能性を示すものとして、今後の調査が期待されている。

『風土記』には寺院関係の記述もある。出雲国には「教昊寺」と、そのほかに10か所の「新造院」の存在が記されており、そのうち大原郡には斐伊郷に二所、屋裏郷に一所、合計３つの新造院があった。斐伊郷の新造院のうち一つは「郡家の正南一里なり。厳堂を建立つ。僧五躯あり。大領勝部臣麻呂が造りし所なり」と記され、ＪＲ木次駅付近にあったと推定されている（Q7）。ここでは「塔の石」と呼ばれる礎石らしき石が掘り出されている。

もう一つは、「郡家の東北一里なり。厳堂を建立つ。尼二躯あり。斐伊郷の人、樋印支知麻呂が造る所なり。」と記されたもので、『風土記』記載寺院の中で唯一の尼寺である。郡家からの里程記載による推定地一帯には「法花坊」という字が残っている［Q35］。天平期に建立された国分尼寺は「法華滅罪寺」と称されていたことから、尼寺と「法花坊」の関係も注視される。ここからも、礎石と思われる石が出土している。

屋裏郷の新造院は、「郡家の東北一十一里一百二十歩なり。層塔を建立つ。僧一躯あり。前の少領、額田部臣押鳴が造る所なり。今の少領伊去美が従父兄なり。」と記され、郡垣遺跡の西方にあったものと推定されている［13］。この新造院推定地については、近年、試掘調査を実施しており、礎石様の石と瓦が確認された。先述した郡垣遺跡とともに、詳細な調査が望まれている。

また、佐世郷を流れる佐世小川について、『風土記』大原郡条は、阿用山を源として北流し海潮川へ流入する、と伝える。この海潮川は、『風土記』に、意宇と大原の二郡の堺である茨村山を源として北に流れ、海潮より西に流れる、と記されているが、この海潮川が現在の赤川である。

この赤川沿いには、奈良時代に施行された班田収授法に伴うとみられる条里制の地割の一部が確認されている（田中・新庄地区条里制遺構）。これは、昭和38年に行われた耕地区画整理事業の現況平面図によってその存在が確認されたものであるが、残念ながら現在は事業の実施に伴い消滅している。

これらのほかに、奈良時代の遺跡としては先述した又下遺跡、大多和遺跡などがある。又下遺跡では古墳時代の終末期から８世紀にかけての須恵器も出土しており、古墳時代から引き続いて玉作が行われていたと考えられる。また、大東町西阿用の別所遺跡［O2］からは須恵器、土師器とともに土馬が出土し、祭祀関係の遺跡として注目される。

5．鎌倉・室町時代

公家方の惨敗で終わった承久の乱（1221年）以後、幕府は戦功のあった武士に地頭職を与え、日伊郷の比伊氏、大東庄の土屋氏、大西庄の飯沼氏、淀本庄の中沢（牛尾）氏、佐世郷の佐世氏など、大原郡内にも東国の御家人が進出してきた。このうち、佐世氏は、武家の系統として初めて守護職に就いた佐々木氏の一族で、清信（信清）が地頭に補任され、姓を佐々木から地名の佐世へと改称した。これ以後、佐世氏は、この地が毛利氏による支配を受けるまで、この地域の大族として勢力を振るった。

尼子・毛利両氏の合戦期においては、この地が、尼子氏の本拠である富田城の西方前哨にあたることもあって、佐世氏の佐世城［42］はもとより牛尾氏の三笠城［O36］や高平城［O37］、馬田氏の岩熊城［19］や丸子山城［73］、鰐掛氏の高麻城［O29・P23］、立原氏の近松城［P11］など

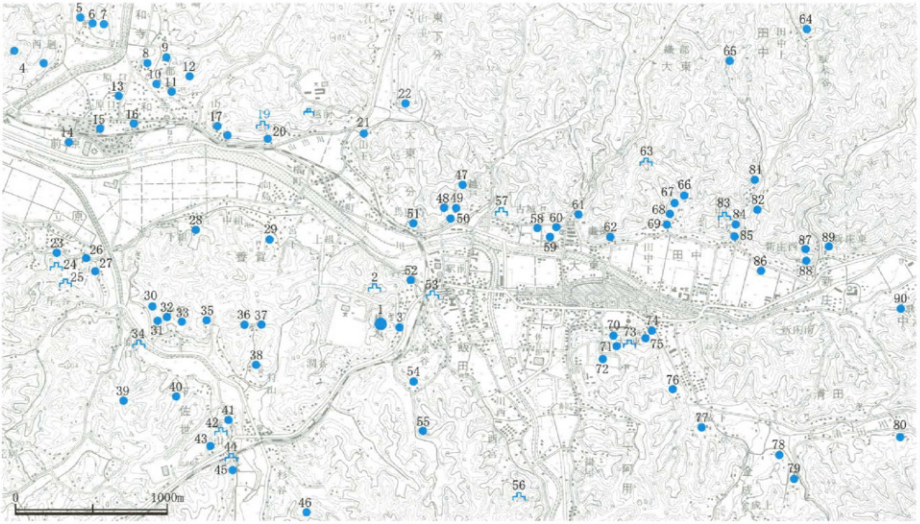

第２図　赤川中流域の遺跡

赤川中流域周辺遺跡一覧表

番号	遺跡名	種別	島根県遺跡番号
1	立山遺跡	城跡・寺院跡	O298
2	奥明城跡	城跡	O 93
3	西方寺の宝篋印塔	古墓	O168
4	高塚古墳群	古墳	O114
5	法雲寺遺跡	散布地	O 97
6	穴の前横穴	横穴	O 11
7	穴ノ前遺跡	散布地	O 62
8	慈蔵寺の五輪塔	古墓	O122
9	十輪寺跡	寺院跡	O118
10	郡垣遺跡	集落跡	O 43
11	仁和寺東遺跡	散布地	O121
12	諏訪神社古墳群	古墳	O120
13	屋裏郷新造院推定地	寺院跡	O 25
14	坂屋原遺跡	散布地	O113
15	大原郡家推定地	郡衙跡	O 53
16	小丸了山古墓	古墓	O 10
17	岩熊遺跡	散布地	O166
18	岩熊の五輪塔	古墓	O165
19	岩熊城跡	城跡	O 30
20	岩熊横穴	横穴	O 13
21	上人塚古墳	古墳	O164
22	針江横穴	横穴	O 56
23	寺ノ上古墓	古墓	P 48
24	寺ノ上城跡	城跡	P 46
25	伝立原館跡	館跡	P 47
26	荒神廻古墓群	古墓	P 45
27	平山横穴群	横穴	P 9
28	神迫古墳	古墳	O 12
29	堂迫横穴	横穴	O 14
30	井崎の宝篋印塔	古墓	O225
31	御室山横穴群	横穴	O 67
32	城光寺上古墓	古墓	O110
33	月槻尾社跡	神社跡	O226
34	小木戸城跡	城跡	O109
35	上垣古墳群	古墳	O 94
36	狩山経塚	経塚	O 55
37	源入寺上古墳	古墳	O105
38	佐世伊豆守の墓	古墓	O 73
39	山伏塚古墳群	古墳	O 95
40	西安寺古墓	古墓	O224
41	城山下製鉄跡	製鉄遺跡	O112
42	佐世城跡	城跡	O 27
43	岡柳古墓	古墓	O111
44	竹平墓跡	城跡	O108
45	竹平古墳	古墳	O107

番号	遺跡名	種別	島根県遺跡番号
46	神代古墳	古墳	O 49
47	岡田山後経塚	経塚	O 91
48	洞善寺古墳群	古墳	O 92
49	洞善寺遺跡	集落跡	O236
50	洞善寺古墓	古墓	O 89
51	馬田寺遺跡	散布地	O 57
52	西迫遺跡	散布地	O167
53	八幡山砦跡	城跡	O169
54	岩広横穴	横穴	O171
55	岩広遺跡	散布地	O170
56	駒谷城跡	城跡	O235
57	古城砦跡	城跡	O173
58	角田遺跡	集落跡	O 87
59	輪の内遺跡	集落跡	O 46
60	大東高校グラウンド遺跡	集落跡	O 3
61	又下遺跡	集落跡	O 88
62	織部石斧出土地	散布地	O 47
63	盧丸城跡	城跡	O174
64	西谷鉾垣たたら跡	製鉄遺跡	O176
65	鉄塚たたら跡	製鉄遺跡	O180
66	鞍馬寺跡	寺院跡	O175
67	諏訪殿古墳群	古墳	O 18
68	鞍馬寺横穴	横穴	O 17
69	田中遺跡	散布地	O 45
70	大東焼窯跡	窯跡	O 79
71	丸子山遺跡	散布地	O 59
72	野田の五輪塔	古墓	O 72
73	丸子山城跡	城跡	O 31
74	福間瓦窯跡	窯跡	O 80
75	丸子山古墳	古墳	O 58
76	大畑遺跡	散布地	O 60
77	金穴内古墓	古墓	O 98
78	松尾瓦窯跡	窯跡	O 82
79	前屋敷家の上古墓	古墓	O 99
80	佐々木瓦窯跡	窯跡	O 81
81	薬師堂古墓	古墓	O178
82	清多院跡	寺院跡	O179
83	熊野社上城跡	城跡	O177
84	小鯵ヶ市遺跡	経塚	O 42
85	小鹿ヶ市横穴群	横穴	O 19
86	横佐遺跡	散布地	O 44
87	平古墳群	古墳	O 16
88	宮尾古墳	古墳	O 15
89	正安寺跡	寺院跡	O182
90	伝日光寺跡経塚	寺院跡・経塚	O183

の重要な城が築かれ、至るところで激戦が繰り広げられた。こうしたことから、この辺りには城跡のほか合戦場伝承地や宝篋印塔などの古墓、寺社跡が数多く残されている。

立山遺跡周辺に目を移すと、直近には奥明遺跡［2］、西方寺の宝篋印塔［3］があり、東隣りの丘陵には八幡山砦跡［53］がある。奥明城跡の麓には「竹の下」「土居」など中世の居館を示唆する地名があり、八幡山砦跡付近には平家伝説もあったとされる。西方寺の宝篋印塔は龕に納められたもので、この地域における有力者の存在を想起させる。また、奥明城跡と対峙するかのような位置関係にあたる赤川の北岸には、馬田氏の本拠地である馬田寺跡［馬田寺遺跡：51］がある。

斐伊川上流域から中流域で古くから行われていた製鉄は、中世に入ってからも盛んに行われていた。このことは、鉄滓等の散布地が広範に数多く確認されていることからも窺い知ることができるが、これは斐伊川本流域のみならず赤川やその他の支流域においても言えることである。確かに、斐伊川上流域から中流域にかけての製鉄関連遺跡に比べ、現在知られている遺跡の絶対数は少ないが、「金穴」「鉄穴」「鉧塚」など、製鉄に関係すると思われる地名が数多く残っており、中世から近世にかけての製鉄関連遺跡が増加する可能性は高い。古代製鉄の流れを示す「野だたら」跡の調査が期待されるところである。

6．江戸時代

近世に入ると、中国山地、特に出雲地方の鉄生産量は爆発的に増加した。これは、奥山雲町には絲原家、卜蔵家、櫻井家、雲南市吉田町には田部家など、豊富な山林資源を基盤とする有力な鉄師が現れたことによる。彼らは、「永代たたら」と呼ばれる半永久的な地下構造を持った高殿たたらを営み、極めて良質な玉鋼を産出した。一方、たたら製鉄に必要な砂鉄を採取するため、河川に大量の砂を流す「鉄穴流し」が行われた結果、土砂の堆積が川底を上昇させ、たびたび河川の氾濫を招くこととなった。

たたら製鉄に従事していた人たちの作業場や居住区を総称して「山内」と言うが、たたら製鉄の技術者集団の日常生活はここで営まれていた。雲南市吉田町には、全国で唯一、この「山内」の跡が残っており、国指定の重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」として現代に当時の名残を伝えている。

中国地方の製鉄は、江戸時代から明治の初め頃までが最盛期であり、明治中期には全国の約60%以上を生産するに至っている。しかし、洋鉄の輸入が増え、国内でも鉄鉱石利用の製鉄技術が広まるようになると、たたら製鉄は次第に衰亡していくようになった。

【参考文献】

黒沢長尚『雲陽誌』（復刻版） 1976 歴史図書社
『大東町誌』 1971
『加茂町誌』 1984
『大原郡誌』（復刻版） 1986 臨川書店
『島根県歴史大年表』 2001 郷土出版社
『新修木次町誌』 2004
『新大東町誌』 2004

加藤義成『修訂出雲国風土記参究』（改訂３版） 1981 松江今井書店
加藤義成『校注出雲国風土記』（修正６版） 1983 千鳥書房
加藤義成校注『出雲国風土記』（改版13刷） 1998 松江今井書店
関和彦『「出雲国風土記」註論（その七）大原郡条』『古代文化研究』第10号 2001 島根県古代文化センター
大東町教育委員会『丸子山城跡・福富城跡・佐世城跡』詳細分布調査報告書 1988
大東町教育委員会『大東町の遺跡Ⅰ－春殖・幡屋－』詳細分布調査報告書 1989
大東町教育委員会『大東町の遺跡Ⅱ－大東・海潮－』詳細分布調査報告書 1990
大東町教育委員会『大東町の遺跡Ⅲ－佐世・阿用－』詳細分布調査報告書 1991
大東町教育委員会『立山要塞・奥明岩』大東ふれあい運動場整備計画地内の遺跡調査報告書 1996
加茂町教育委員会『神原神社古墳』 2002
加茂町教育委員会『神原地区遺跡分布調査報告（川子谷Ｂ１号古墳発掘）』 1988
加茂町教育委員会『加茂町の遺跡－赤川以南－』 1990
加茂町教育委員会『神原神社古墳』 2002
加茂町教育委員会『大崎元宮遺跡発掘調査報告書』 2004
木次町教育委員会『斐伊中山古墳群－西支群－』木次町文化財調査報告書第２集 1993
木次町教育委員会『妙見山遺跡発掘調査報告書』木次町文化財調査報告書第３集 1995
出雲考古学研究会『松本古墳群－斐伊川流域の前期古墳をめぐって－』古代の出雲を考える７ 1991
島根県教育委員会『出雲・隠岐の城館跡』島根県中近世城館跡分布調査報告書（第２集） 1998
島根県教育委員会『湯の奥遺跡 登安寺遺跡 湯後遺跡 土井・砂遺跡』中国横断自動車道尾道松江線建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書12 2001
島根県教育委員会・加茂町教育委員会『加茂岩倉遺跡』 2002
島根県教育委員会『増補改訂島根県遺跡地図１（出雲・隠岐編）』 2003

第２章　発掘調査の経緯と経過

第１節　発掘調査に至る経緯

立山遺跡は、一級河川斐伊川水系赤川の中流域に広がる大東沖積低地の西端に張り出した低丘陵上に位置する。立山遺跡を包含する立山城跡（立山要塞）は、平成７年度に大東町教育委員会が実施した大東ふれあい運動場整備計画地内の調査の際に発見された。この事業計画地には、隣接して奥明城跡（奥明砦）の存在が知られており、この周辺において関連する遺跡の有無を確認したところ、奥明城跡の曲輪下端に切岸があり、ここから続く尾根上の路を辿った字立山側に、大きな二重堀切りを備えた城跡の存在が明らかになったのである。

もともと、この丘陵の南方には、掘り切って木戸と通路を造り、削平段（曲輪）を添えた「立山城戸跡（Ｏ298）」の存在が知られていたが、この調査の結果、立山城戸跡は立山城跡の一部をなすものであることが判明。そこで、立山城戸跡の範囲を拡大して改称し、ここを「立山要塞」として周知した（『立山要塞・奥明砦』大東ふれあい運動場整備計画地内の遺跡調査報告書 大東町教育委員会 1996）[1]。

一方、大東町教育委員会は、この地域一帯が中世後期から末期にかけての、尼子と毛利の攻防を示す城跡などが多く残されている場所であることから、戦国時代の歴史を学ぶ上で貴重な資料であるとして、運動場の整備計画を一部変更し遺跡の保存を図ることとした。

こうして、発見以後、ほぼ現状のまま保存が図られた立山城跡ではあったが、平成12年に運動場予定地に接して大東中学校が移転新築され、平成14年には運動場が竣工、平成18～19年度にかけて直近に住宅団地が造成されるなど、周辺の地形は大きく改変されていった。そして、この住宅団地造成に関連して計画されていた上水道の整備について、雲南市水道局は大東中学校の東側丘陵上に配水池施設の建設を行う計画を打ち出した。これに伴って、雲南市水道局は、この建設計画地における埋蔵文化財の有無を確認するため、雲南市教育委員会に対し開発についての協議を行った。

これを受けて、雲南市教育委員会が当該地の踏査を行ったところ、配水池施設の建設計画地が立山城跡の主郭部として記録された箇所にあたることが判明し、その旨を雲南市水道局に報告した。雲南市水道局では、当該計画地以外に配水池施設を建設する適当な場所がないことから、計画どおり事業を進めたい意向を雲南市教育委員会へ伝え、島根県教育委員会教育長に対して埋蔵文化財発掘の通知を行った（平成19年５月２日付、雲水発第140号［進達：平成19年5月２日付、雲教生第123号］）。これにより、島根県教育委員会は雲南市水道局へ事業着手前に発掘調査を実施するよう通知し（「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事について」平成19年５月８日付、島教文財第２号の３）、雲南市水道局は雲南市教育委員会へ発掘調査の依頼を行った。

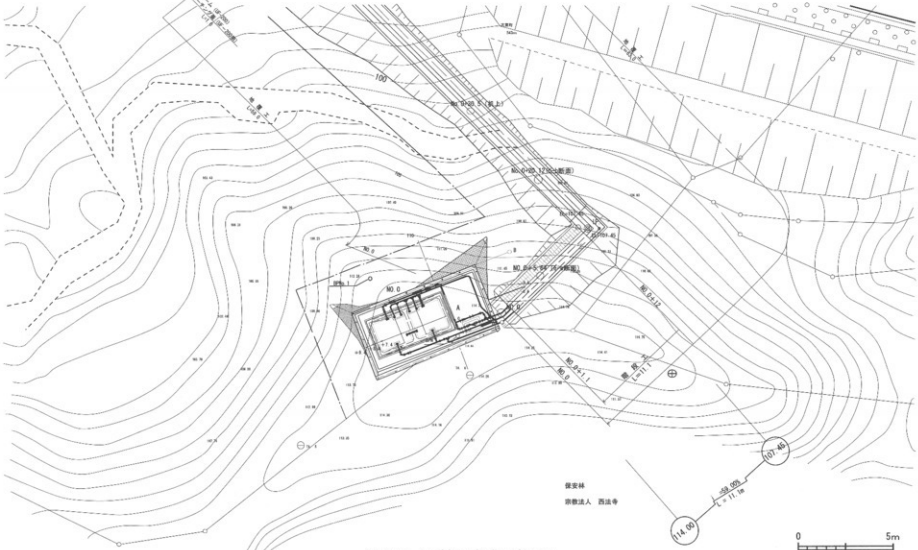

第３図　水道施設整備工事図面

第２節　発掘調査の経過

１．試掘調査の経過

雲南市教育委員会は、雲南市水道局からの依頼を受けて当該地の発掘調査を行うこととなり、調査に先立って島根県教育委員会教育長に対し埋蔵文化財発掘調査の通知を行った（平成19年５月14日付、雲教生第170号）。

雲南市教育委員会では、まず、遺構や遺物の有無を確認するため、工事予定地である丘陵頂部平坦地に１ｍ幅のトレンチを３ヵ所設定し、５月23～24日の２日間で試掘調査を行った。

この結果、第１トレンチでは、丘陵頂部の北西側縁辺部付近から多量の石が出土し、平坦面から僅かに下がった南西側縁辺部には上下２段の石列が並行して配置されていることが確認された。また、この石列より約50cm北東寄りには、緩やかな斜面上に北東方向を軸とした大型の平石が並んでいた。さらに第３トレンチでは、地山直上において上面が極めて平らな45cm程度の石を検出した。

この結果を受けて、雲南市教育委員会では、急遽、島根県教育庁文化財課及び平成７年に調査を実施した際の担当者を交え、現地において出土した石列遺構の検討と以後の調査について協議を行った。この協議によって、発掘範囲を拡大して遺構の状況を把握することとなり、雲南市教育委員会は雲南市水道局に対し試掘調査の状況報告を行うとともに、工事予定区域内における全面的な発掘調査についての協力を求めた。そして、平成19年６月１日付けで改めて雲南市水道局と発掘調査業務委託契約を締結し調査区内の全面発掘調査に備えた。

現地調査指導や協議等のため一時中断していた発掘調査は、６月11日から再開することとなり、９日には試掘トレンチの断面土層を実測するとともに、トレンチによって区画された５つの区域を、それぞれＡ区～Ｅ区と呼称することとして調査区を定めた（第５図）。

２．発掘調査の経過

調査の対象となった面積は120㎡である。試掘調査時の土砂を除去しながら、Ａ・Ｃ・Ｄ区の調査を進めたところ、試掘調査において検出された２段の石列が、平坦地南西側縁辺部に沿うように北西－南東方向へ連なっていることが判明した。この石列には五輪塔や宝篋印塔の石塔部材も混じっていた。また、Ａ区において、丘陵の北西側縁辺部に延びた土塁状の高まりから、多量の礫とともに五輪塔の火輪や水輪などの石塔部材が出土した。

試掘調査の際、第１トレンチにおいて確認された北東方向を軸に持つ２つの平石は、これに並行する配石が確認されたことにより、ここが平坦面への入り口のようにも考えられ、既に検出した平坦面上の平石が、礎石建物の存在を示す可能性も出てきた。

その後、平坦面上では新たな平石が検出されたが、６月20日からＢ区平坦面の調査に入ると、さらに礎石様の平石が検出され、礎石建物の存在はますます濃厚となった。

翌21日には調査指導会を開催した。この指導会において、本遺跡について現状保存を図るべきではないかとの指摘があり、改めて雲南市水道局と遺跡の取り扱いについて協議を行った。結果的には、この周辺に配水池施設の代替地を確保することが出来ないことから、現地保存を断念し、引き続き調査を行うことになった。

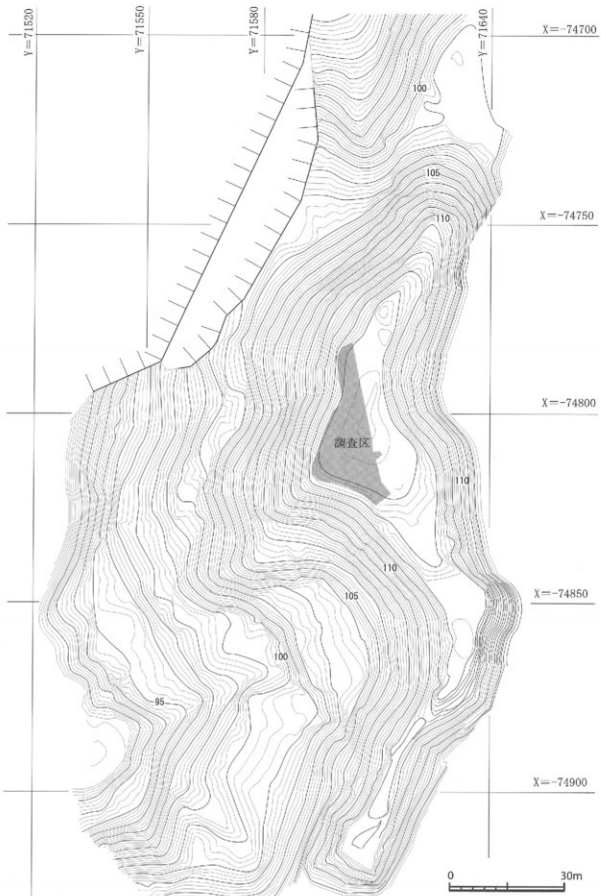

第４図　立山遺跡周辺地形図

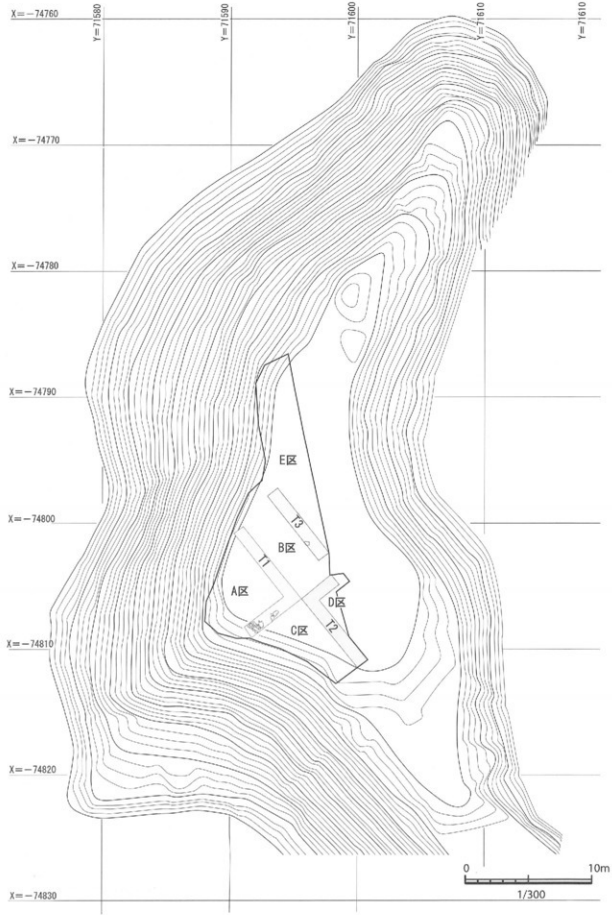

第５図　試掘トレンチ配置図

7月9日には、石垣状の石列や土塁に使用された五輪塔などの石塔部材を中心に、現地での調査指導を受けた。その後、平坦面の造成状況を確認するため、新たにトレンチを2ヵ所設定して掘削を進め、併せて、C・D区東南壁沿いに堆積土層確認のためのトレンチを設定して掘削を行った。

B区においても、北西側縁辺部に延びた土塁状の高まりから、五輪塔の水輪や多量の礫が出土した。この集石を取り除きながら下層への掘削を進めたところ、地山直上に置かれたとみられる礎石様の平石が北東－南西ライン上に並んだ状態で検出され、新たに検出されたこれらの平石の配置状況から、それまで想定していた礎石建物とは異なる礎石の配置が明らかになった。

調査の終了を控え、7月25日には、遺跡の事前取り扱い協議のため県文化財課と調査状況の確認を行い、翌26日と27日には最終的な調査指導を受けた。そして、7月31日には補足測量等を行って現場での作業を終了した。

3．その後の経過

現地での調査を終了後、県文化財課へ発掘調査概要報告書を送付し、併せて島根県教育委員会教育長へ遺跡の取り扱いを協議した（平成19年8月8日付、雲教生第445号）。また、雲南市水道局へ発掘調査概要報告書を送付し、現場での調査が終了した旨を報告した（平成19年8月8日付、雲教生第446号）。県教育委員会との遺跡取り扱い協議については、「記録保存の措置はやむを得ない」との回答があり（平成19年8月10日付、島教文財第3号の18）、正式に遺跡の取り扱いが決定した。

出土品については、雲南警察署長へ埋蔵文化財発見届及び保管委託預かり書を提出し（平成19年8月17日付、雲教生第469号）、併せて島根県教育委員会教育長へ埋蔵文化財保管証を提出した（平成19年8月17日付、雲教生第470号）。追って島根県教育委員会教育長より埋蔵物の文化財認定及び帰属について通知があり（島教文財第10号の43）、遺失物法及び文化財保護法に伴う出土品の取り扱いが示された。

その後、雲南市埋蔵文化財調査事務所内において、調査員及び調査補助員により、断続的に発掘調査図面や記録写真等の整理のほか出土遺物の整理作業等を実施し、報告書の原稿執筆、編集作業を経て、本書の刊行に至った。

註

（1）立山城跡・奥明城跡については、本文で述べたように大東町教育委員会により「立山要害・奥明砦」として報告書が刊行されている。この後、島根県教育委員会によって実施された中近世城館跡分布調査の報告書においては、これらの遺跡を、それぞれ『立山遺跡』「奥明城跡」として記載しており（『出雲・隠岐の城館跡』島根県中近世城館跡分布調査報告書〈第2集〉 島根県教育委員会1998）、2003年に改訂された『増補改訂島根県遺跡地図Ⅰ』出雲・隠岐編においても、同じく「立山遺跡」「奥明城跡」と記載されている。本書においても、これに習い、基本的に「立山城跡」「奥明城跡」という名称を用いた。また、本書においては、このたび発掘調査を行った丘陵頂部調査区について「立山遺跡」と呼称している。これは、検出遺構が周知の遺跡である「立山城跡」に内包されるものの、「城跡」に伴う遺構として捉えることに一定の距離を置いたことによる。

調査日誌抄

2007（平成19）年

5月　2日　雲南市水道局（雲南市水道事業管理者）より島根県教育委員会教育長へ埋蔵文化財発掘の通知（文化財保護法第94条）

8日　島根県教育委員会教育長より雲南市水道事業者へ周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事について通知

14日　雲南市教育委員会教育長より島根県教育委員会教育長へ埋蔵文化財発掘調査の通知（文化財保護法第99条）

23日　トレンチ調査開始（23～24日）
多量の礫が出土し、2段の石列を確認

25日　現地協議（遠岡法暲氏・杉原清一氏・藤原友子氏・林健亮氏・東森晋氏）

6月　1日　雲南市水道局と発掘調査委託契約締結

9日　試掘トレンチ土層実測

11日　発掘調査再開（A区より調査）

21日　調査指導会（田中義昭氏・遠岡法暲氏・東森晋氏）

29日　雲南市水道事業管理者へ遺跡の現状保存について協議

7月　4日　雲南市水道事業管理者より計画変更ができない旨の回答

9日　間野大丞氏調査指導（石塔部材を中心に）

25日　県文化財課との遺跡取り扱い事前協議（東森晋氏）

26日　田中義昭氏現地指導

27日　杉原清一氏現地指導

31日　現地発掘調査終了

8月　8日　雲南市水道局へ発掘調査概要報告書を送付
県文化財課へ発掘調査概要報告書を送付し、島根県教育委員会教育長へ遺跡の取り扱いを協議

10日　遺跡の取り扱いについて島根県教育委員会教育長より回答

17日　雲南警察署長へ埋蔵文化財発見届の提出
島根県教育委員会教育長へ埋蔵文化財保管証を提出

31日　島根県教育委員会教育長より埋蔵物の文化財認定及び帰属について通知

第３章　発掘調査の方法と成果

第１節　試掘トレンチ調査

１．試掘トレンチの設定

調査の原因となった上水道配水池施設工事の予定地は、大東中学校の南東側にある標高約114mの丘陵頂部にあたる。この丘陵頂部は、南北方向を軸として「S」字状に延びた幅の狭い平坦面をなしており、ちょうど「S」字の上半分にあたる北側の「く」字部分が一段高くなっている。この標高の最も高い平坦面が配水池施設の建設予定地である。

この平坦面については、調査前の段階から丁寧に整地された感があったものの、東西方向において最も幅の広い部分でも約15mを測る程度で、狭い痩せ尾根に延びた長細い平地という印象であった。ただ、大東中学校を望む北西側縁辺部については、丘陵斜面と平坦面の境にやや盛り上がったところがあり、地形的な変化も若干見られた。

調査にあたっては、まず、施設の建設予定区域に遺構や遺物が存在するかどうかを確認するため、工事の設計図に基づき北西－南北ラインを軸とした１m幅のトレンチを設定した。トレンチは、逆Ｌ字の組み合わせによる第１・第２トレンチと、第１トレンチの北西－南北ラインに平行する第３トレンチの３ヵ所である。第１トレンチと第２トレンチによるＡ－Ａ' ライン及びＢ－Ｂ' ラインは、本調査区の層序を見極めるための主軸をなす。

２．試掘調査の概要と成果

試掘調査に要した期間は２日間で、トレンチ内の掘削は全て人力による。

第１トレンチでは、北西端部付近で多量の石が出土した。ここは、調査前より、土が縁辺部に沿って帯状に盛り上がっているように観察されていたところで、５～10cm程度、なかには20cmを超える石も含まれていることがわかった。なお、この部分については、これらの石を土砂とともに掘り上げてしまっており、上層から下層にかけての層位的な石の検出状況は不明である。

同じく第１トレンチの南西端部付近では、平坦面から僅かに下がった緩やかな斜面上で、長さ約50cm・幅約30cmの平石と長さ・幅ともに約30cm程度の平石が並んで出土した。出土した２つの石の表面は、ほぼ同じレベルで水平に揃えられており、２つの石の並びは北東－南西ラインを軸にしてあった。

また、ここから南西側へ約50cm下がったところでは、長径約50cm、短径約40cmの長円形を呈した平石が出土した。さらに、その南西側直近には、20～30cm大の石や長径約40cm程度の石が上下２段にして並べられていた。この石列は、北西－南東ラインを軸にして緩やかな斜面の縁辺に沿うように並べられている様子が窺えた。

第２トレンチでは遺構、遺物とも検出されなかったが、第３トレンチでは地山の直上において大型の平石を検出した（礎石１）。石の一部が僅かにトレンチの壁面に入り込んでいたが、その大きさは約45cmの程度と推測され、石の上面は極めて平らであった。

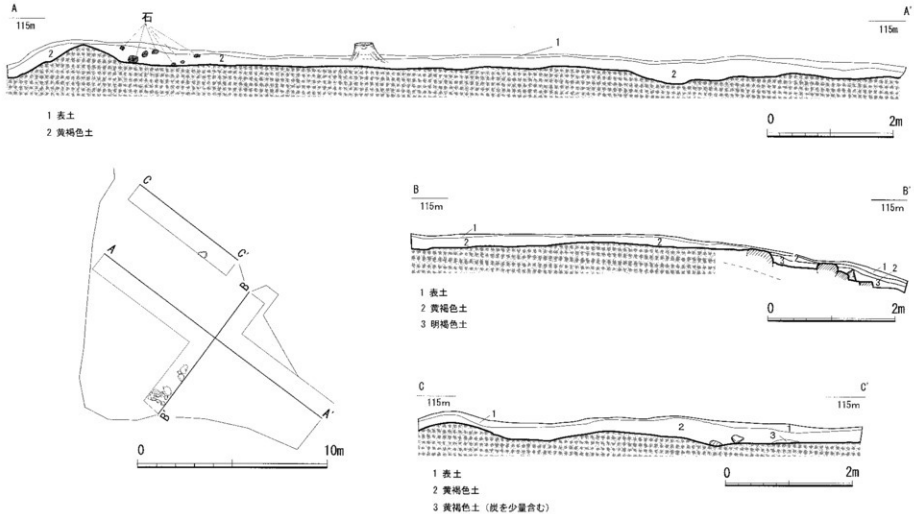

第６図　試掘トレンチ土層断面図（Ｓ＝1/60）

各トレンチの断面上層を観察すると、表土は腐葉土状の暗褐色土で、その直下は地山風化土堆積層とみられる黄褐色土、続いて地山となる。いずれのトレンチにおいても基本的な層序は同じで、第1トレンチの場合、表土からは浅いところで約20cm、深いところでも40cm程度、第2トレンチは約10cm～20cm、第3トレンチは約20～50cmで地山に到達する。ただ、第2トレンチの南西端部付近については、2つの平石や2段の石列を検出した段階で掘削を中断したため、試掘調査の段階において地山までの層序は明らかになっていない。

第2節　発掘調査の方法と概要

1．発掘調査の課題

当該地は、平成7年に実施された調査によって立山城跡（立山要塞）として周知された。以前より周知されていた奥明城跡（奥明砦）の隣接地において運動場が整備されるにあたり、周辺の確認調査を行った際に発見されたものであるが、幸い、奥明城跡中心部と立山城跡のほとんどが施工計画外となっていたことから、周辺の縄張り測量を行うとともに、奥明城跡南端の堀切部や立山城跡西裾の大堀切部など、一部で発掘調査が実施されている。この平成7年の調査において立山城跡の主郭部として位置付けられた場所が、今回、調査を実施した丘陵頂部にあたる。

前節で述べたように、この試掘調査では、丘陵頂部の平坦面から南西側にやや下がったところで大型の平石が北東方向を軸に並んで出土し、そこからさらに少し斜面を下った地点で、上下2段の石列が南西側縁辺部に沿うように北西方向へ並んだ状況で検出された。また、北西端部付近では、縁辺部に沿って帯状に盛り上がった高まり周辺から多量の石が出土した。

このように、この丘陵頂部において検出された遺構が、平坦面全域においてどのように展開するのか、そして、これらは一体どのような機能を持っていたのか、また、これらの遺構が立山城跡を構成する施設のひとつなのか、など、試掘調査の結果によっていくつかの課題が掲げられた。そこで、調査区内の全面発掘調査を行って、遺構・遺物の検出に努め、遺跡の性格を検証することとした。

2．発掘調査の方法

発掘調査の原因となった配水池建設工事は、近接地で進められていた住宅団地の造成工事に伴うもので、この事業との兼ね合いにより、調査を7月末までに終える必要があった。調査の対象面積は120㎡と非常に狭いものではあったが、調査期間がちょうど雨季にあたることから、調査の進捗が天候に左右される可能性をはらんでいた。このような理由もあって、発掘調査に電子平板を使用した遺構等の実測支援システムを活用し、測量や遺構実測等の迅速化と調査終了後における整理作業量の軽減を図ることとした。

基準点については、世界測地系に基づく杭を適時設置し、併せて水準点も設けた。遺物等の取り上げについては、測量機器により座標値を記録する方法と、トレンチによって区画されたA～E区の区域ごとに行う方法を併用した。

写真撮影作業には、120㎜（6×7）ブローニー判のモノクローム・リバーサル、35㎜のリバーサル・ネガカラーのフィルムを使用した。また、補助的に800万画素及び600万画素のデジタルカメラを使用している。

3．発掘調査の進行

発掘調査にあたっては、試掘調査で設定した第1・第2・第3トレンチによって、結果的に区画された各区域をそれぞれA～Eの小調査区に分け、順次作業を進めた。ただ、調査区内には、試掘調査時に排出した土砂がトレンチ脇に掘り上げたままの状態になっていたので、まず、この土砂を除去する必要があった。土砂の排出場所が西側の斜面下に限られていたことや、すべて人力で運び出さなければならなかったこともあり、排土作業は調査の作業工程を見極めながら各区の調査に併せて行った。

調査の順序は、概ね、①A区表土掘削、②A区表土直下層（表層）掘削、③C区表土掘削、④C区表土直下層（表層）掘削、⑤D区表土掘削、⑥D区表土直下層掘削、⑦D区拡張部掘削、⑧B区平坦面表土掘削、⑨B区平坦面表土直下層（表層）掘削、⑩E区表土掘削、⑪E区表土直下層掘削、⑫サブトレンチ（第4トレンチ第1次）掘削、⑬A～C区表土直下層掘削、⑭サブトレンチ（第5トレンチ）掘削、⑮サブトレンチ（第4トレンチ第2次）掘削、⑯第4トレンチ補足拡張掘削、⑰B区土塁表土掘削、⑱B区土塁表土直下層掘削、である。

4．発掘調査の概要

最初に、A区及びB区に残された試掘調査時の土砂を除去し、続いてA区の掘削を進めたが、A区では、まず、第1トレンチの南西端部で検出した2段の石列が区内に続いているのかどうかを確認する必要があった。表土掘削を行っている段階でいくつかの石が現れてきたが、さらに表土直下層の掘削を進めると、部分的な欠落や配列に乱れが生じた部分がありながらも、上下2段の石列が北西へ向かって続いている状況が確認できた。

この2段に配置された石列の北西端部付近では、薄い表土の直下より5～10㎝程度の礫が数多く出土した。ここは丘陵頂部の北西縁辺に延びた土塁が途切れ、急激に南西側へ下がる斜面にあたる。出土状況から見て、この斜面上方、つまり土塁から流出したものと考えられた。

また、丘陵の北西側縁辺部に延びた土塁からは、5～10㎝程度の礫が数多く出土した。その直下では五輪塔の火輪（笠部）や水輪のほか、25～40㎝程度の大きな礫が検出された。

さらに、平坦面中央部付近では、第3トレンチで確認されたような大型の平石（礎石7）も見つかった。この平石の直近では地山直上層より土師質土器片が出土している。

続いて、A区で確認された石列がさらに南西側へ続くかどうかを確認するため、C区の掘削を行った。この結果、A区と同様に表土直下層から石列が出土し、C区内では一部に途切れる部分があるものの、A区から南東方向に向けて続いていることがわかった。この石列は、最も南東寄りになると10～15㎝程度の小さな礫が置かれている程度であった。また、A区内では明確に上下2段の列をなしていた石組みが、C区内においては2列の間隔が狭まり、高低差もなくなっていた。なお、C区内においても、石列には五輪塔の地輪や火輪（笠部）のほか宝篋印塔の基礎などの石塔部材が混じっていた。

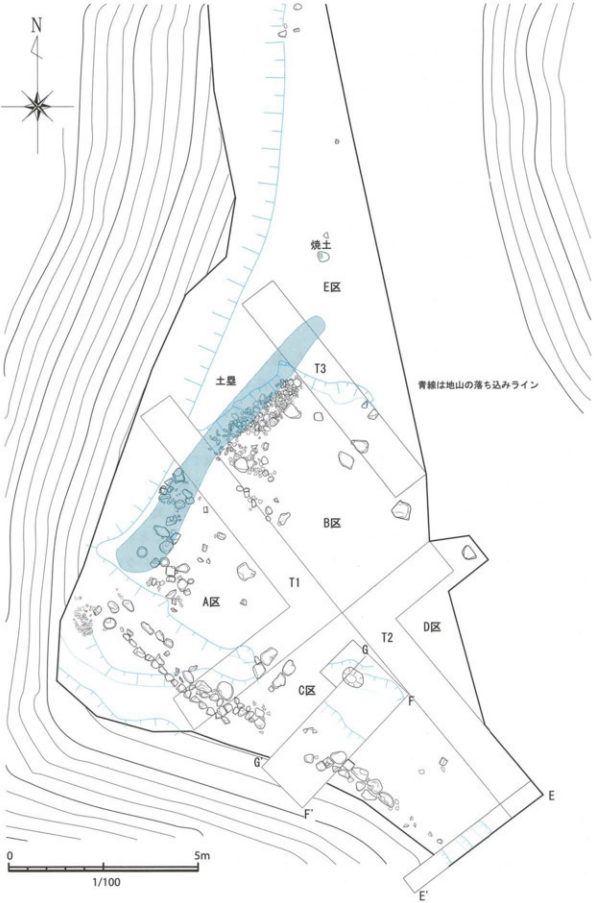

第７図　調査区平面図

また、試掘調査の際、第1トレンチの南東部において北東方向を軸に並べられた大型の平石が確認されていたが、C区内でもこれと並行する配石が確認された。これらの配石の延長線とA区からC区にかけて南西側縁辺部に連なる石列は直交する位置関係になり、この配石から北東側が平坦面をなしていることから、一見するとこれらの配石が平坦面への入り口のようにも考えられた。このように考えると、これらの配石と平行する第3トレンチの平石（礎石1）とA区の平石（礎石7）を結ぶラインは、礎石建物の一辺となる可能性もあると見て、表土直下層の表層で掘削を止め、次にD区の調査を進めることにした。

D区においても、試掘調査時の土砂除去後に掘削を進めた。この際、第3トレンチの平石（礎石1）とA区の平石（礎石7）を結んだラインを一辺に持つ礎石建物の存在を想定し、これらの配置状況から推定した位置にピンポールを刺してみたところ、第2トレンチの北東方向延長線上で表土直下に石が埋まっているような反応があった。この場所は、既定の調査区からぎりぎり外れており、確認のため、急遽、調査区を拡張して掘削すると、予想どおり新たな平石が出土した（礎石2）。この時点で礎石様の平石は3柱分検出されたことになり、これによって礎石建物の存在がますます濃厚となった。

続いてB区平坦面の調査に入ったが、ここでは、第3トレンチ内で検出された礎石様の平石（礎石1）の南東側直近において、表土下層から大型の平石（礎石4）が出土し、最もD区寄りのところでも同じような大きさの平石（礎石5）が検出された。また、地山直上層からは土師質土器片が出土している。

ここまでの調査を終えた段階で開催した調査指導会では、山城で主郭に礎石建物があるような例は見たことがなく、平坦面の狭さを考えると山城に伴う建物という解釈は難しいのではないかとの指摘を受けた。さらに、南西側縁辺部の石列は石垣で、北西側縁辺部に延びる高まりについては土塁とみてよいとの指導を得た。また、この丘陵が西方寺の後背にあたることから、この寺との関係を古文書や記録、伝承等によって検証する必要性や、貿易陶磁が出土していないとすれば、出土した土師質土器のほか、石垣や土塁の土盛りに使用した五輪塔などからも検証する必要があるなどの指摘もあった。

この後、B区において調査を再開した。土塁付近から五輪塔の水輪のほか15～25cm前後の礫が出土し、5～10cm程度の小さな礫も多く検出された。また、この土塁裾部や平坦面の地山直上層からは土師質土器も出土した。土塁については、調査指導会において墓地の可能性も指摘されたため、礫や五輪塔などの出土状況を改めて詳細に確認することとし、一旦下層への掘削を中断して、E区の調査に取りかかった。

E区は、もともとA～D区側から北側に延びる細長い平坦地で、調査の結果、頂部では地山も同じように平坦であることがわかった。敢えて地形的な変化を言えば、B区寄りの縁辺部に低い土塁が僅かに続いていた程度である。この平坦面は非常に整っており、人工的に削平されたにようにも思われた。

なお、1ヵ所、平坦面上において非常に僅かな範囲で焼土が検出された。ここでは表土中から地山直上層にかけて少量の炭が出土しており、近年、何かを燃やした跡と考えられる。遺物としては、表土直下より施釉の陶器片、地山直上層より土師質土器片が出土した。

また、E区の調査と併行して、C区平坦面の造成状況と、想定される礎石建物の残る1柱点の有

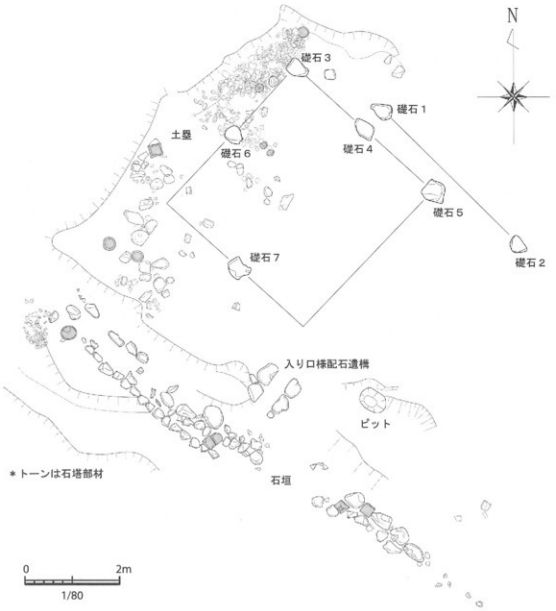

第８図　遺構配置図

無を確認するために、トレンチを設定して掘削を行った。これにより、地山は谷側に向けて急激に下がっていく様子が窺え、南西側の丘陵縁辺部に向けてかなりの造成が行われていることが判明した。地山の下がり際では、造成土直下でピット状の掘り込みが確認されたが、礎石建物の残る１柱点となるような平石は検出されなかった。

この時点で、現地において石垣や土塁に使用された五輪塔などの石塔部材を中心に調査指導を受けた。ここでは、石塔部材のほとんどが来待石製で、時期的には石材の大きさが定型化する概ね16世紀末～17世紀初頭のものとみられること、これらの石塔部材が石垣や土塁に組み込まれていることから転用材とみられ、平坦面の礎石建物は近世初頭以降のものと考えられること、これらの石塔

部材が水輪・地輪や宝篋印塔の基礎などの、立方体もしくはそれに近いものばかりであり、石塔上部の部分が見あたらないことからみて、転用材として選んで運び込まれたものと考えられるなどの指摘を得た。

E区を完掘した後、再びB区の調査を行った。A区から延びる土塁では、表土直下層の上層部で5～10cm程度の礫が数多く出土した。さらに下層へと掘り進めると、礫は次第に大きくなる傾向にあり、礫の出土する範囲も南東側平坦面へ向かって広がっていった。逆に、これらの礫群が北西斜面側には広がっていないこともわかった。

最下層部では20～30cm程度の大きな礫のほか、五輪塔の水輪がいくつか出土した。この土塁裾部の礫群を取り除くと、地山直上に置かれたとみられる礎石様の平石が北東方向に並んだ状態で検出された（礎石3・礎石6）。このうち、最も北東よりの平石（礎石3）は、この区の平坦面で既に検出していた大型の平石2つ（礎石4・礎石5）と北西軸で並び、礎石4と礎石7が向かい合わせで位置することが確認された。

この段階で、先に想定した礎石1・礎石2・礎石7の組み合わせによる建物が、礎石3・礎石4・礎石5・礎石6による建物に先行し、建て替えが行われたのではないかとも考えたが、礎石1と礎石2の柱間が約4mなのに対し、礎石1と礎石7の柱間が約4.5と長いこと、礎石1と礎石4の配置と土層の関係において、時期差が認められないことなどから、最終的に、礎石3・礎石4・礎石5・礎石6・礎石7の組み合わせによる2間×2間の礎石建物であるとの判断に至った。

なお、土塁部分では、礫群の直下がすぐに地山になるのではなく、地山の上に粘質の地山風化土が盛られていることがわかった。A区ではこの盛土層にも礫が混じるが、B区では礫が含まれていなかった。

B区では、土塁を掘削する過程で集石を覆う土の中から土師質土器が出土し、平坦面の地山直上からは土師質土器のほか瓦も1点出土している。

一方、平坦面造成の状況を確認するため、B区での作業と併行して、C区において既に掘削していたサブトレンチを南西方向谷側へ拡張して作業を進めた。この結果、試掘トレンチA－A'ラインより南西側では地山が谷側へ下降しており、その上へ土砂を押し流すようにして平坦面を拡張している様子が窺えた。

特にF－F'ラインの土層を見ると、締まりの悪い暗黄褐色土（14層）や地山ブロックの混じった赤褐色土（13層）を押し出し、やや平坦になった土の上へ地山質の赤黄褐色土（9層）を覆い被せて固く締め、さらにその上へ地山ブロックの混じる暗黄褐色土（6層）を流していることがわかる。宝篋印塔の基礎部分は、この最も上の層に入っており、固く締めた9層上に置かれたか、もしくは6層の暗黄褐色土を流し出しながら配置されたものと見られた。

また、堆積土層確認のためC・D区東南壁沿いに設定したトレンチでは、14層上に帯状になった幅2～3cmの薄い層が認められ、赤褐色土で黒色土を挟み込むように互層状をなしていることもわかった（E－E'ライン）。

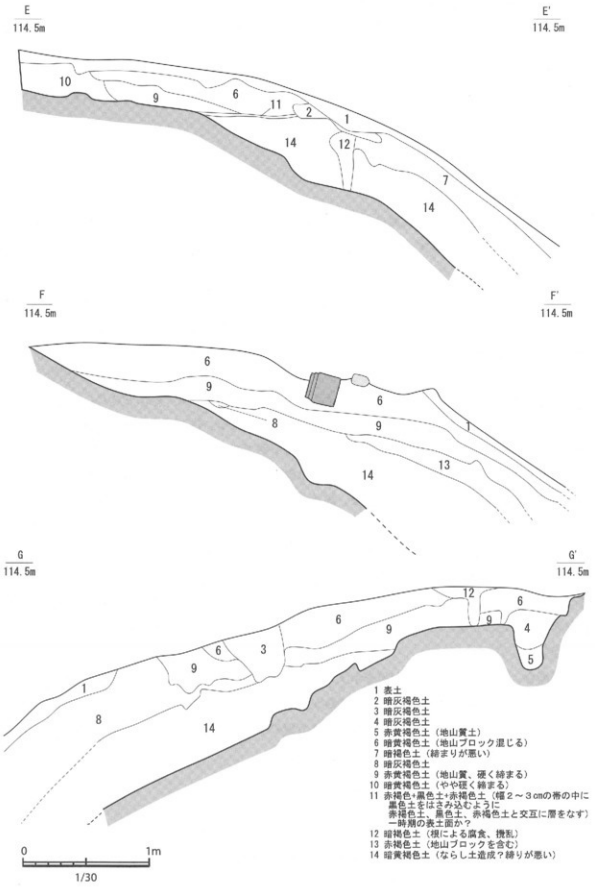

第９図　サブトレンチ土層断面図（Ｓ＝1/30）

第３節　検出遺構と出土遺物

１．遺構

検出した遺構は、礎石建物跡１棟とその他の礎石２基、入り口様配石、石垣、集石を伴う土塁、ピット１穴である。

以下、それぞれの遺構について詳述する。

（１）礎石建物跡

２間×２間の側柱建物で、柱間は1.90～1.95ｍを測る。検出した状況では、礎石３及び礎石５の対角、礎石６の対面に位置すべき礎石を欠いている。これらの礎石は、すべて削平・整地された地山の上に置かれており、地面を掘り込んで埋設された形跡はない。

礎石は何れも上面が平らな30～50㎝程度の石で、角はやや丸みを帯びている。これらは、この丘陵を形成する花崗岩質のものではなく、何れも川石とみられることから、遺跡北方の赤川流域から運び込まれた可能性がある。これらの石の大きさからみて、中流から上流域のものではないかと推察される。

礎石は、表土を除去した段階、もしくはその直下層を掘削した段階で検出された。つまり、非常に浅い位置に遺存しており、埋没以後の堆積層は薄いと言える。柱などの上部構造物は検出されていないため、実際にどのような建物であったのかは不明である。

先述したように、調査の過程において、当初は礎石１・礎石２・礎石７の組み合わせによる１間の側柱礎石建物を想定していた。これは、後述する入り口様配石が、ちょうど建物の柱と柱の中心に向かって配置されているように見えたことによる。さらに、集石土塁の裾部から礎石３及び礎石６が検出された段階では、礎石３・礎石４・礎石５・礎石６・礎石７が建て替えによるもので、礎石１・礎石２・礎石７はそれに先行する建物ではないかとも考えた。しかし、礎石１と礎石４の配置には時期差を示すような土層の切り合いもなく、礎石１－礎石４と礎石１－礎石７の柱間の距離に差異があったことなどから、礎石３・礎石４・礎石５・礎石６・礎石７の組み合わせによる建物と判断した。

この場合、礎石１及び礎石２が何を示すかが問題となるが、現状では、この礎石建物に付随する施設の一部か、北東側に隣接して別の建物跡が存在する可能性を述べるに留めておきたい。

なお、石垣に接する第１トレンチ南東端には大型の平石が検出されており、これが何らかの要因によって移動した礎石の可能性もある。

（２）入り口様配石遺構

入り口様配石遺構は、上面が平らな30～50㎝程度の石を２つずつ北東－南西方向に並列配置したものである。北西側の２つの配石は試掘調査の段階で検出されていたが、発掘調査により、この南東側で平行する２つの配石が確認され、これらがひとつの遺構であることを確認した。２列の配石の間隔は約30㎝で、固く締まった地山質の土が充填されていた。

この遺構は、ちょうど礎石建物のある平坦面が南西側の谷へ向かって緩やかに傾斜し始める地形

変換点に位置する。つまり、造成によって整えられた平坦面の縁辺に設けられた遺構ということになり、遺構の方向軸は平坦面上の礎石建物に向かっている。

2列の配石が置かれた場所や礎石建物跡との位置関係から、ここが南西斜面側から平坦面へ上がる入り口ではないかと考えた。

なお、この遺構の軸線を北東方向へ延ばすと礎石5に至ることから、礎石5とこの配石遺構を結ぶ延長線上には、欠落した礎石3の対角、礎石6の対面に位置すべき礎石が並ぶものとみられる。また、軸線を南東方向へ延長すると石垣の石列と直交する位置関係にある。

さて、このように遺構の配置関係を見てみると、南西斜面側からこの遺構を通じて平坦面へ上がったとき、ちょうど真正面に礎石建物の柱が見えることになる。建物の北西側には土塁があり、北東

第10図　礎石・入り口様配石遺構・石垣の平面及び立面図

側には礎石１・礎石２による構造物の存在が想定されることから、建物そのものの入り口は、南東側もしくは南西側の壁面にあったと考えられる。

（３）石垣

石垣は、礎石建物のある平坦面より、やや南東側へ下がった緩やかな斜面に設けられたもので、部分的に欠落や配列の乱れが認められるが、北西から南東方向へほぼ直線的に並んでいる。北西端部から南東端部までの長さは約９ｍで、最も南東寄りで確認された10～15cm程度の小さな礫を含めると約11ｍとなる。

石垣は上下２段に配置された石列で、その北西寄りは最大で40cm程度の高低差を持つが、南東側ではこの高低差がなくなっている。また、平面的に見ても、北西端部付近で40～50cm程度ある２列の間隔が、南東側へ向かうに従って徐々に狭まり、一旦途切れた後、再び石列が見られるようになってからは２列の間隔は全くなくなる。

石垣に使用された石は20～30cm程度のものが中心で、なかには50cmにも及ぶ大きな石もみられた。また、これらの石に混じって、五輪塔の地輪、火輪や宝篋印塔の基礎など、石塔の部材も使用されていた。

この石垣は、地山上に設けられた礎石建物とは異なり、南西側斜面に土砂を押し出して拡張した造成土の最も上層（６層）に配置されている。この６層は、直下層の９層に比べてやや締まりが悪く、造成の過程で固く締められた感のある９層とは趣きが異なる。サブトレンチＦ－Ｆ’ラインの断面を見ると、宝篋印塔の基礎が９層に接するように置かれたように見えるが、小さめの石は９層からかなり浮いた位置に置かれていることもわかる。上下２段の石の表面は、それぞれその高さが揃えられていることから、９層上に６層の暗黄褐色土を押し出しながら、配置する石の上面を整えていった様子が窺える。

石垣としては非常に簡素な構えであるが、明瞭に２段に分かれている石垣の北東部では、石の平らな面を礎石建物側へ向けて立てるように置いたものがあり、造成土の土留めとしての機能も持っていたとみられる。

なお、サブトレンチ断面土層Ｇ－Ｇ’ラインを見ると、石垣が配置された６層を掘り込んだような持ち込みが認められる。この位置は、Ｆ－Ｆ’ラインの断面において宝篋印塔の基礎が置かれた対面にあたることから、石垣として配置した石が抜けた痕跡と判断した。

（４）土塁

土塁は、平坦面の造成過程で削り残した地山の高まりに、地山ブロックを含む粘質土を盛り、さらにその上へ石とともに土を盛ったものである。高まりが確認できた範囲の長さは、北東から南西方向に約8.5ｍ、礎石が置かれた地山面と発掘前の土塁地表面との比高差は40～70cm程度で、規模としては非常に小さいものであるが、北東斜面側からは見上げるような感覚となり、実際よりは高く見えたと思われる。

土とともに盛られた石は、上層部で５～10cm程度の礫が中心となるが、下層部には40cm程度のやや大きな石も見られた。その中には五輪塔の地輪や火輪が含まれている。土塁の北東端部付近では、これらの石が南東側の平坦面へ流出し、土とともに礎石３及び礎石６を覆っていた。

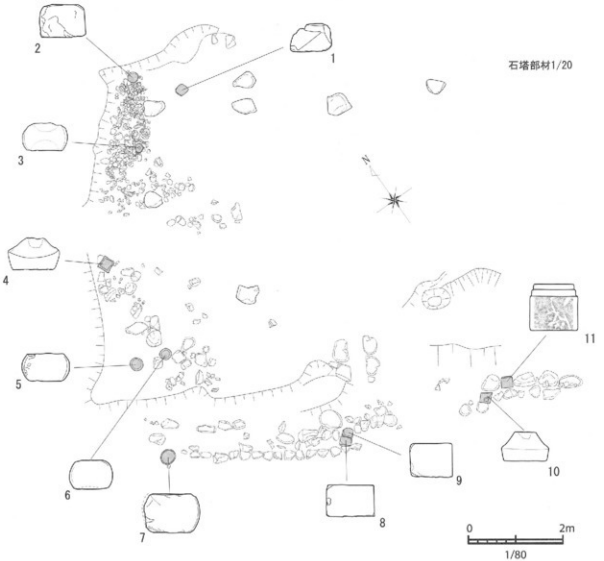

第11図　石塔部材出土位置図

土塁上層の小さな礫を除去していく過程において、やや大きめの石が円形状に並んでいるように見え、ここにも石塔の部材がいくつか含まれていたことから、墓地の可能性もあるとして注意深く調査を行ったが、結果的には墓地としての痕跡は認められなかった。

なお、試掘トレンチやA区の土塁部分について、平面図では土塁の礫が非常に少ないように見えるが、これは、掘削の際に礫の検出状況を記録していなかったためで、B区に比べて出土量が少なかったからではない。

（5）ピット

当初、礎石1・礎石2・礎石7及び入り口様配石遺構の位置関係より、これらで構成される礎石建物を想定していたことから、礎石1の対角に位置すべき礎石の存在を確認するため、この位置にサブトレンチを設定して掘削した際に発見した。このトレンチは、最終的に平坦面の造成状況を確認するため南西方向へと拡張した（G－G'ライン）。

このピットは、断面土層を見ると地山直上を覆う造成土（土層９）から地山まで掘り込んでいるように観察される。ピット内に堆まった土の上には新たな造成土（土層６）が覆っており、このことから、平坦面の造成は一度に行われたのでなく、その段階に時期差がある可能性も考えられる。

このピットを検出したことにより、礎石建物に先行する掘立柱建物跡のような遺構が存在する可能性もあったため、特に平坦面上において地山を掘り込むような落ち込みがないか精査したが、このピットのほかには、そのような痕跡は認められなかった。したがって、礎石建物に先行する掘立柱建物跡などの遺構が存在する可能性は低い。

２．出土遺物

出土した遺物は、土師質土器片40点、施釉陶器片１点、簪１点のほか、石垣や土墓内で検出した五輪塔、宝篋印塔の石塔部材がある。

土師質土器片は平坦面や土墓内の地山直上層から、簪はＢ区平坦面の地山直上層から、施釉陶器片はＥ区の表土直下からの出土である。

（１）土師質土器

土師質土器はそのほとんどが小片で、整理作業の段階で接合できた土器片も僅かであった。ここでは、底部を中心に図化可能であった11点を掲載する。

器種は何れも坏で、内面及び外面にはロクロ成形による回転ナデが施されている。摩滅が著しいため、一部に調整が観察できないものもある。底面の切り離しは回転糸切りである。

底部が完全に遺存しているものはなく、すべてが復元計測値であるが、底径は１が4.2㎝、２が5.2㎝、３・４が5.8㎝、５が6.0㎝、６が6.4㎝、７が6.8㎝、８が7.6㎝、９が7.2㎝、10・11が8.6㎝である。３は口縁部まで残っており、口径が11.5㎝と推測される。

２や３の土器に代表されるように、体部と底部の境に段状の窪みが観察されるものがあるが、その他の土器の同位部についても僅かにこうした傾向が見受けられるものがある。こうした状況は、ロクロから切り離す際に糸を掛ける高さの差異によるものではないかと考えられる[1]。

土器の時期については、概ね12世紀頃のものとみられる。

（２）施釉陶器

表土の下層から出土したもので、高台付きの皿とみられる。外面には釉が施され、貫入が観察される。高台の径は8.3㎝を測る。

（３）簪

簪は銅製で、緑青に覆われていた。全長約18.5㎝、最大幅1.2㎝を測り、厚さが１～２㎜の板状を呈している。挿し手側の２ヵ所で折れ曲がってはいるが欠損したところはない。持ち手側の先端部には耳かき状の突起があり、持ち手部分の片面には膨らみを持った装飾が施されている。突起の頭部からなで肩状に開き、突起先端から約９㎝の部位まではほぼ同じ幅を保つが、ここから挿し手側に向けて徐々に幅を狭めて先細る。

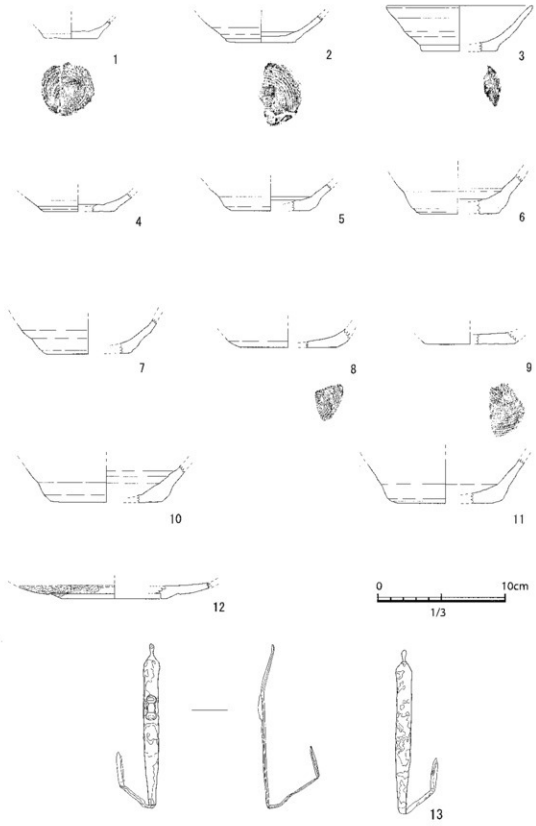

第12図　出土土器・陶器・碍実測図

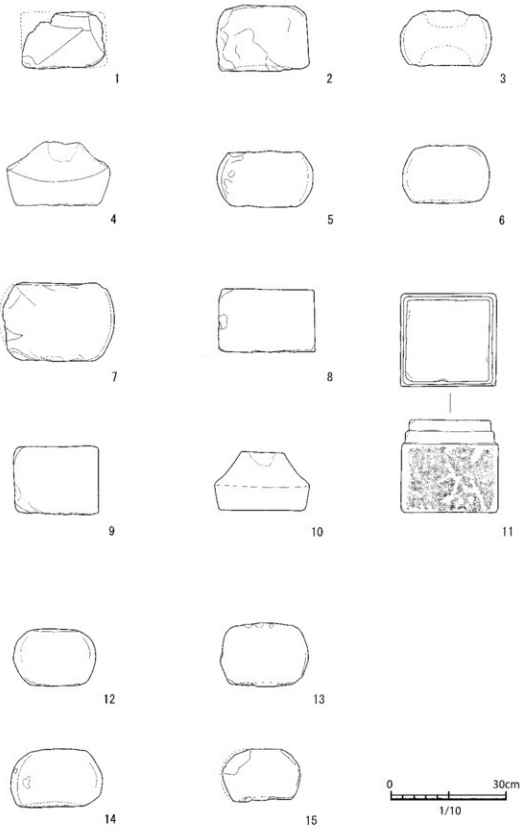

第13図　石塔部材実測図

（4）石塔部材

1～10、12～15は五輪塔、11は宝篋印塔の石塔部材で、1と5を除いてすべて来待石製である。五輪塔の水輪及び地輪については大地が判然としないが、図面上では著しい加工痕が認められる面を底面とした。なお、1～11については、第11図に出土位置を示した。

1は花崗岩質の石材で造られた地輪とみられる。脆い石材のためか風化による欠損が著しい。5は凝灰岩製の水輪で、他の来待石製の部材に比べて白っぽい。

2・8・9は地輪、3・6・7は水輪、4・10は火輪である。3には上面、下面ともに深いほぞ穴があり、4・10には上部にほぞ穴がある。4は軒がやや大きく反り上がる。

11は宝篋印塔の基礎である。来待石製で1面に線刻がある。当初、梵字もしくは文様が刻まれているように見受けられたが、現状ではわからない。一部に掘削時の傷もあるが、加工時もしくは運搬時の傷かもしれない。底面には加工痕が認められる。

12～15は、試掘調査時に掘り上げられたもので、出土位置が明らかでない水輪である。

さて、出土した石塔部材を見てみると、何れも30cm以下の小型品で、極端に大きなものが含まれていないことがわかる。これらの石塔部材は、30cm以内の切石を素材として加工されたものとみられ、こうした石塔の部材が規格化・定型化して大量に造られるようになった頃、つまり16世紀末から17世紀初頭のものであると判断される(2)。

註

（1）加茂町教育委員会『大崎元宮遺跡発掘調査報告書』2004
（2）島根県埋蔵文化財調査センター間野大丞氏のご教示による。

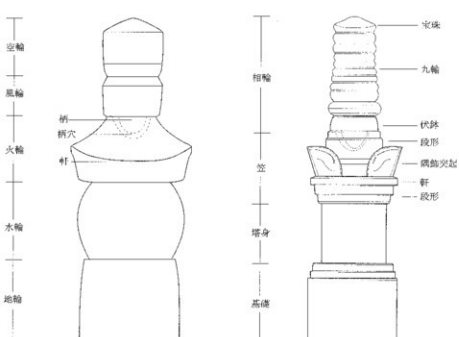

第14図　五輪塔・宝篋印塔の各部名称

第4章　総　括

第1節　丘陵頂部の造成と遺構の時期

1．平坦面の造成

調査地のある丘陵頂部は、細長い平坦面が「S」字状に延びた痩せ尾根で、調査前より人工的な削平による地形ではないかと推察されていた。この尾根上において、平坦面が形成される以前の原地形がどのような形状をしていたかは不明であるが、本発掘調査によって、この丘陵頂部に礎石建物や入り口様配石遺構、さらには土塁や石垣が設けられていることがわかり、また、当初から観察されていた平坦面のうち、南西側斜面寄りの部分は造成によって拡張されたものであることが判明した。

丘陵頂部に設定した北西－南東方向の試掘トレンチ（A－A'ライン）の土層を観察すると、北西端部では地山を土塁状に削り残し、これより南東側では削平によって平坦面が造り出された様子が窺える（第6図）。これに対して、南西側斜面の堆積土層を確認するために設定した北東－南西方向のサブトレンチ（F－F'ライン）では、地山がA－A'ライン付近から谷側へ下降し、その上には押し流されたような土砂が重なっていることがわかった（第9図）。

この斜面に堆積した土砂には、地山ブロックの混じった赤褐色土（13層）や地山質の赤黄褐色土（9層）が見られることから、頂部を削平して平坦面を形成する際の土砂を押し出したものであると考えられた。また、地山質の赤黄褐色土は、この下層の土より固く締まっており、ただ単に不要になった土砂を斜面に押し出したのではなく、地山と同じレベルの平地を南西側へ拡張するための作業があったものと思われた。この固く締まった赤黄褐色土の上には、地山ブロックの混じる暗黄褐色土（6層）が堆積しており、南西側縁辺部に2列で連なった石垣の石は、この6層中に収まっていた。

こうした状況から、平坦面の造成は、概ね、①丘陵の頂部を削平して、ある程度の平坦面を造る、②南西側の斜面側に土砂を流し出す、③その上に地山ブロックを多く含む土を突き固めるように均して平坦面を広げる、という工程で行われたとみられる。

なお、調査区の南東壁に設定したトレンチ（E－E'ライン）では、締まりの悪い暗黄褐色土（14層）上に、帯状になった幅2～3㎝の薄い層が認められ、赤褐色土で黒色土を挟み込むように互層状をなしていることもわかった。この面がある一時期の表土となっていた可能性もあり、14層の堆積は、それ以後の造成土と時期が異なることも考えられる。

造成の時期と堆積土層の関係については、斜面に押し出された土砂の中から土器等の遺物が出土していないため明らかになっていない。ちなみに、平坦面上では削平された地山を覆う直上の層から土師質土器や瓦が出土している。出土した土師質土器は概ね12世紀頃のものとみられ、結果的に土器を含むこの層が平坦面上の礎石を固定していた。また、同じ時期の土器が集石土塁を覆う土の中からも検出されている。

2．検出遺構の相対的時期関係

検出した遺構のうち、礎石建物は地盤の安定した地山上に築かれている。先述したように、ここは丘陵頂部を削平して整えた平坦面で、礎石３や礎石４のほか礎石１を取り巻くように、僅かではあるが１段下げて平坦面が削り出されていた。

この礎石建物の北西側には多量の礫や石塔部材などの石を伴った土壇がある。土壇と礎石建物の関係については、集石を取り除いた土壇の南東側裾部のラインが礎石３－礎石６の配列とほぼ平行であり、これが礎石の配置を意識したものとみられることから、ほぼ同時期のものと考えられる。なお、礎石３及び礎石６は多量の礫や石に覆われていたが、これは建物が廃絶した後に土壇から流出したものと判断した。

石垣は、丘陵頂部の造成に伴って南西側斜面に拡張された平坦面の縁辺に配置されていた。石垣に使用された石は造成土の最も上層に入っており、固く締めた赤黄褐色土（９層）上に置かれたか、もしくは６層の暗黄褐色土を流し出す際に配置されたものと思われる。この６層の土は入り口様配石遺構の並列する石の間を埋めた土と同じとみられ、入り口様配石と石垣が、土砂の押し出しによる平坦面の拡張という工程後もしくはその過程で配置されたものであることから、両者は同時期に据えられたものと考えた(1)。

このように、土壇と礎石建物、入り口様配石と石垣は、それぞれ同じ時期のものであると判断されるが、これらを配置する作業が丘陵頂部平坦面の造成にかかる一連の工程に基づくものであるみられることから、土壇、入り口様配石遺構、石垣は、礎石建物に関連する同時期の遺構であると考えられる。

さて、この礎石建物の時期についてであるが、南東縁辺部に延びる石垣や集石を伴う土壇で検出された石塔部材の時期が、概ね16世紀末～17世紀初めとみられることから、早くても17世紀初頭以降～中葉頃と思われる(2)。これらの石塔部材は、五輪塔の火輪、水輪や地輪、宝篋印塔の基礎などで、空輪、風輪や相輪など、その他の部位のものは見つかっていない。いずれも立方体もしくはそれに近いもので、他の場所からこうした部材が選んで運ばれてきたものと考えられる。石塔が本来の機能を失い、石塔部材が転用されるまでの時間を考えると、時期的にはもう少し下がることも念頭に置く必要がある。

ここで、もう一度、造成と遺構の関係を整理しておきたい。先述したように、平坦面の地山直上層や集石土壇を覆う土の中から、概ね12世紀頃のものとみられる土師質土器が出土している。つまり、丘陵頂部付近において、この時期に何らかの活動があったものと思われるが、残念ながらその痕跡は留められていない。唯一、造成土下で検出されたピットが１穴認められるものの、このほかに地山を掘り込むような遺構が検出されていないことや、このピットが遺物を伴っていないことから、これらに直接的な関連を確認することはできなかった。

一方、礎石建物や土壇との関係においては、地山の直上において礎石を固定するように覆った土や、集石とともに盛られた土の中から同時期の土師質土器が出土している。土壇の集石の中には、石垣内で検出された16世紀末～17世紀初頭の石塔部材が含まれていることから、これらの遺構を築く際に、12世紀頃の堆積層を攪乱した様子が窺える。これらの土器が使用された時期と礎石建物等の遺構には、時期的に大きな開きがあり、また、その間を埋めるような時期の遺物は見つかっていない。

第２節　遺構の性格と機能

１．立山城跡と検出遺構の関係

これまでも述べてきたように、調査地のある丘陵頂部は、周知の遺跡である「立山城跡」の主郭部にあたる。平成７年に行った調査では、地表から観察される曲輪配置等の縄張りを地形測量により記録した（第15図）。

これによると、立山城跡は、狭く細長い帯状の主曲輪部、その東側の寺ノ上曲輪群、西側谷奥の大手曲輪群、北方谷奥の虎口部で構成され、丘陵から連続する北や南西方向への尾根筋を二重及び三重の大堀切りで切断し、東や南東へ派生する低丘陵も同様に二重堀切りで強く切断して独立させたものとされる[2]。この主曲輪部のほぼ中央部にあたる「曲輪１」の北西端には、この時点で既に低い土塁が確認されており、この土塁の端から西側へ傾斜する三角形状の面を「横矢掛」として捉えていた[4]。

城跡の年代観については、出土遺物もなく、伝承等も残っていない状況で明確ではないとしながらも、特に堀切り構造の複雑さや薬研堀りと箱堀りの組み合わせ、あるいは薬研堀りから箱堀りへの改修の痕跡などから、大まかに中世末の様相であると位置付けている。

また、この一連の防御施設は、本拠的ではなく所領境に設けた拠点のひとつとみられ、壮大な堀切り群に比べて主曲輪が簡素であることから、改修中途で廃棄された可能性を示して調査報告を結んでいる。

さて、今回の発掘調査で検出された礎石建物などの遺構は、まさにこの「曲輪１」にあたる場所において見つかったものであり、これらの遺構が立山城跡の主郭部に位置する以上、城跡に伴う施設の一部であるかどうかを、まず最初に検討しなければならない。

礎石建物などの検出遺構については、前節において、丘陵頂部の削平と造成による平坦地に築かれたもので、遺構の時期は、石垣や土塁に使用された五輪塔や宝篋印塔の部材から概ね17世紀初頭以降～中葉もしくはそれ以降とした。これらの石塔部材が転用されるまでの期間をどの程度とみるかによって、遺構の時期の見極めにも違いが出てくるが、ここで確認しなければならないのは、これらの遺構が17世紀に入ってからのものであるということである。

慶長８（1603）年に江戸幕府が開かれ、慶長13（1608）年には堀尾氏が富田城から松江城へと移るが、この頃には、領内に数多く散在する城郭の整理を行いつつ、三刀屋城、赤穴瀬戸山城などのように、要衝に位置する城郭の整備が行われたとされる[3]。そして、元和元（1915）年、幕府より一国一城令が発布され、藩主に居城以外の支城を破棄させると、こうした中世城郭もその機能を失ってしまった。

検出された礎石建物や石垣等の遺構は、ちょうどこのような時期、もしくはそれ以降に築かれた施設の痕跡となるが、これらが、果たして三刀屋城などと同じように江戸時代に入って後に整備されたものと考えられるだろうか。仮にそうであるとすれば、以前より要衝に位置する城郭として位置付けられ、何らかの記録に残されていてもよさそうである。しかし、この立山城跡は軍記物を含めて一切の古記録に登場しない。

石塔部材の年代観からみて、これらの施設が、元和の一国一城令によっても廃棄の対象とならず

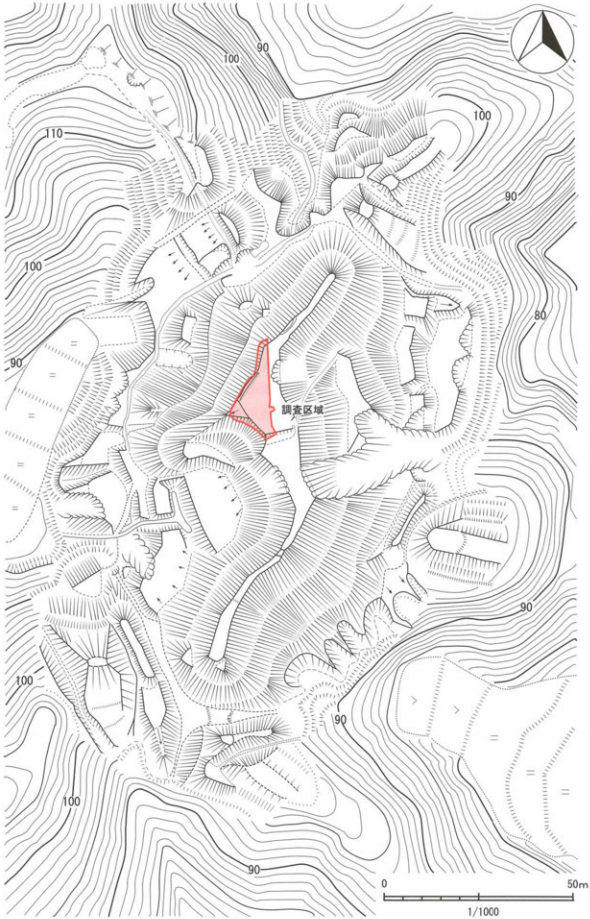

第15図　立山城跡の縄張りと調査区の位置

に残されたという考え方もある[6]。つまり、礎石建物であるにしても、建物そのものの構造が簡素で、城と認められなかったということであるが、近世に入ってから整備された施設という点を考えれば、中世城郭的な要素は既に失われていたと見るべきだろう。

現地で調査指導を受けた際に、山城であるかは別として、丘陵の頂部に石垣を備えた礎石建物があるような例は希有であり、山城とすれば主郭に礎石を伴った建物は考えにくいという指摘があった[7]。何れにしても、中世城郭としての立山城跡と近世初頭以降に整備された礎石建物などの一連の遺構に直接的な関連を求めるには課題が残る。

2．西方寺との関係から見た遺構の性格

礎石建物などの遺構が位置する丘陵の東裾に西方寺という寺院がある。この寺院は、もともと真言宗円城寺といったが、承応３（1654）年、臨済宗に改宗したとされ現在に至る[8]。また、この西方寺上手の墓地の外れには、飯田城主の墓とも伝えられる亀入りの宝篋印塔が１基ある。ここで言う飯田城とは立山城跡を指すとされる[9]。

検出遺構の性格について考えるとき、この西方寺の存在は非常に興味深い。礎石建物跡がある丘陵は寺の後背にあたり、例えば僧坊などの寺院関連施設とみることができるからである。また、真言宗であった寺院が改宗して西方寺となった時期が17世紀半ばということも、検出遺構の時期との兼ね合いで注目される。なお、西方寺の宝篋印塔が、使用された石材から17世紀初頭のものとみられ、石垣等に使用された石塔部材と同じ時期のものであることがわかった[10]。このことは、検出遺構に使用された石塔部材がこの墓地周辺から運び込まれた可能性を示唆している。

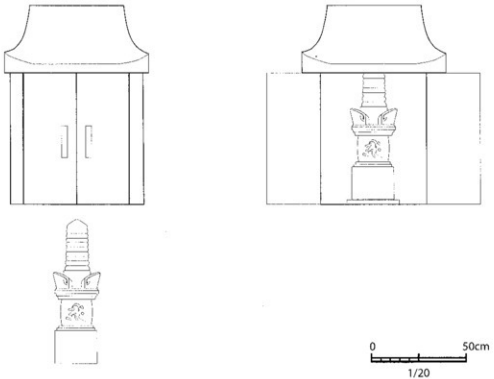

第16図　西方寺宝篋印塔

さて、検出遺構が寺院関連の施設跡と考えると、特に礎石建物はどのような施設とみることができるであろうか。前の寺院が真言宗、西方寺は臨済宗であるため、どちらの寺院に伴うものかによっても施設の性格が異なる可能性があるが、西方寺の由緒書きに、前寺院が無僧となって途絶えたため改宗して西方寺が興された、とあることから、廃絶寸前の寺院によるものではなく西方寺による施設と考える方が妥当であろう。実際に、寺の後背丘陵に堂には及ばないながら庵のような建物が設けられる例があるという[11]。それが禅宗の寺院であれば、なおさらその可能性が高まる。

残念ながら、西方寺やその周辺には関連する記録や伝承が残っていないため、検出遺構と寺の直接的な関係を文献資料等に見いだすことはできないが、現段階では寺院中興に伴って築かれた草庵のような施設であったと考えておきたい。

ただ、西方寺に関連する施設としての見方に問題がないわけではない。例えば、寺院関連の施設であるならば、なぜ供養塔である石塔の部材を転用したのか、また、寺の後背に位置するとは言え、なぜ礎石建物を築いた丘陵頂部平坦地への上がり口を、わざわざ寺とは反対の西側としたのか、という疑問が湧く。

石塔部材の転用という点については、検出遺構が寺院関連施設ではなく、旧社殿などの神社関連施設である可能性を探ることで検討してみたが、これについても、文献資料や旧社地であったというような伝承がないため、結論を得ることができなかった。また、神社であるならば供養塔の石塔部材を使用することを避けるのではないかとも考えられた。

次に、寺とは反対側に平坦地への入り口を設けた点についてであるが、確証はないと断りつつ、ここに存在していた立山城跡の曲輪や堀切りが、ちょうど西方寺から丘陵頂部へ向かうための路となり、それが結果的に西側へ回るルートとなったと仮定しておく。

第3節　まとめ

立山遺跡は、丘陵頂部を削平して土砂を谷側へ押し流すことによって拡張した平地に、土塁、入り口様配石、石垣を配備した礎石建物が築かれた遺跡である。これらの遺構は、石垣等に使用された石塔部材から、概ね17世紀初頭以降～中葉もしくはそれ以降の作業によるものとみられ、礎石建物は、丘陵東麓の西方寺に伴う庵のような寺院関連施設と考えられる。

立山遺跡のある丘陵は、以前より立山城跡として周知されており、周辺には「土居」「上屋敷」「竹ノ内」などの地名が残っている。検出した遺構は、ちょうどこの立山城跡の主郭部にあたる平坦面において検出されたが、遺構の時期等を鑑み、現段階ではこれらが城跡に伴う遺構ではなく、近接する西方寺に関連した遺構の可能性が高いと判断した。

ただ、中世末期から近世初頭にかけての城郭について、主郭部における建物や設備等のあり方など、まだまだ不明な点が多い中、この丘陵の麓に所在する寺院の存在をもって、検出遺構を寺院関連施設として一方的に位置付けることにも問題はある。しかし、遺跡周辺において関連する言い伝えや文献資料等を得ることができず、類似する調査例を知ることができなかった状況において、現時点での、ある一定の性格付けはできたものと考えている。

むろん、この検出遺構に先行する城跡そのものの存在を否定するものではなく、この遺構が城郭関連施設となりうる可能性を切り捨てたものでもない。今後、各地で行われるであろう城郭の発掘調査の成果を注視しつつ、類例を待ちたい。

註

（1）試掘調査の段階では、入り口様配石遺構と石列の間を埋めた土を、単純に黄褐色土（2層）、明褐色土（3層）に分けている（B－B'ライン）。ここで言う3層の明褐色土は、本調査の際にG－G'ラインで確認した6層暗黄褐色土の地山ブロックと判断した。色の表記が合わないのは、土の乾燥状況の違いと地山ブロックの混合量に違いが認められることによる。

（2）島根県埋蔵文化財調査センター間野大丞氏のご教示による。

（3）大東町教育委員会『立山要塞・奥明僻』大東ふれあい運動場整備計画地内の遺跡調査報告書 1996

（4）試掘調査終了後に現地で行った協議の際、当時の調査担当者であった杉原清一氏より、註（3）報告書に示された土塁や横矢掛についてのご教示をいただいた。

（5）佐伯徳哉「中世出雲国・隠岐国における城館成立の歴史的背景」『出雲・隠岐の城館跡』島根県中近世城館分布調査報告書（第2集） 1998 島根県教育委員会

（6）島根県文化財保護指導委員杉原清一氏のご教示による。杉原氏は、この礎石建物が隅櫓のような中世的城郭関連施設であり、一国一城令の対象とならなかったのではないかと指摘される。

（7）島根県文化財保護審議会委員田中義昭氏のご教示による。

（8）無量寿山西方寺。本尊「阿弥陀如来」、脇立「観音菩薩、勢至菩薩」で、三像とも古今希有の霊像といわれ、松平家の崇敬が厚く、幾度の霊仏として焼失平癒祈願をする者が多い（「やけど如来」といっている）。境内に千手観音堂、地蔵尊菩提堂がある。本尊阿弥陀如来像、脇立観音菩薩像・勢至菩薩像は市指定有形文化財。（『新大東町誌』2004）

（9）杉原清一「赤川流域の古石塔探訪」『宍道町歴史叢書』1 柔待石研究（Ⅰ） 1996 宍道町教育委員会

（10）島根県埋蔵文化財調査センター間野大丞氏のご教示による。

（11）島根県文化財保護審議会委員蓮岡法暉氏のご教示による。

写真図版

1．試掘調査前の状況（東より）

2．試掘調査前の状況（北西より）

図版 2

1．第１トレンチ遺構検出状況（南西より）

2．第１トレンチ遺構検出状況（北東より）

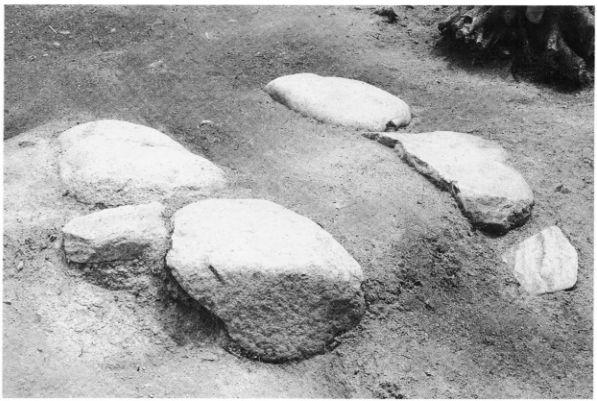

1．入り口様配石遺構検出状況

2．石垣検出状況（南東より）

図版 4

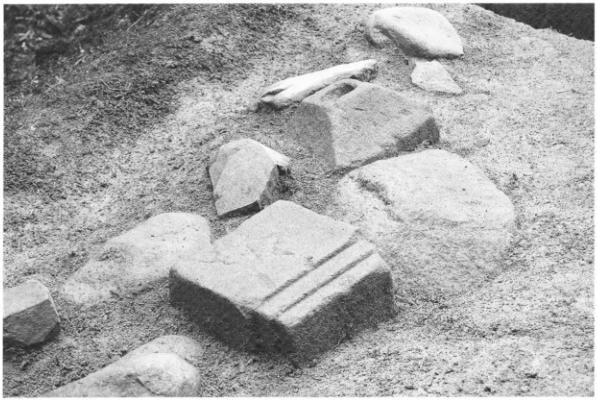

1．石垣内の石塔部材

2．石垣内の石塔部材

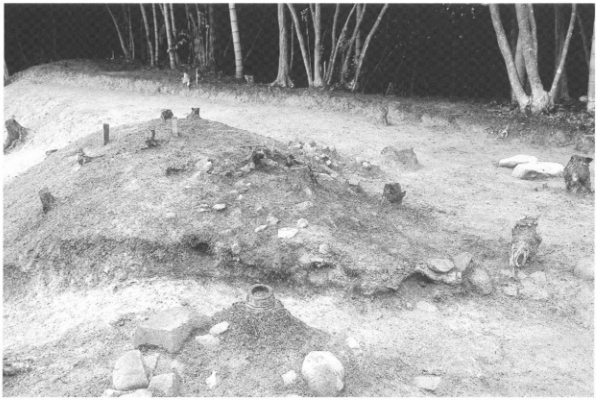

1．土塁北東部近景（南西より）

2．土塁集石状況（北東より）

図版 6

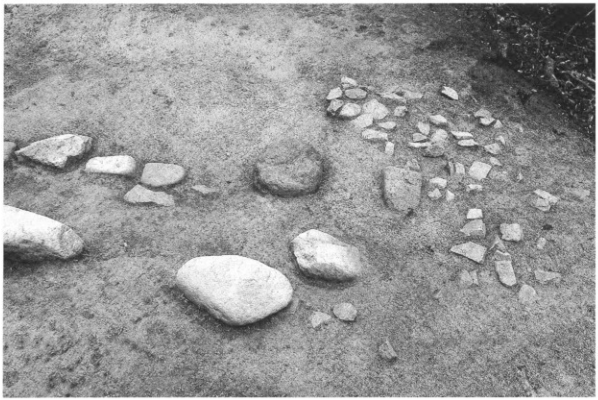

1．土塁南西側崩落小石群

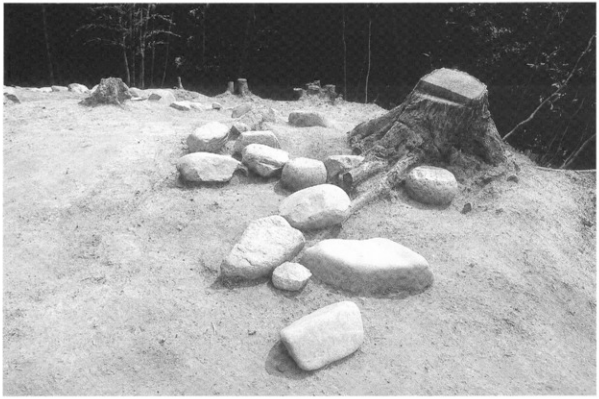

2．土塁南西部最下層集石検出状況（北東より）

1．平坦面造成土堆積状況（F－F’ライン）

2．平坦面の造成土と石垣

図版 8

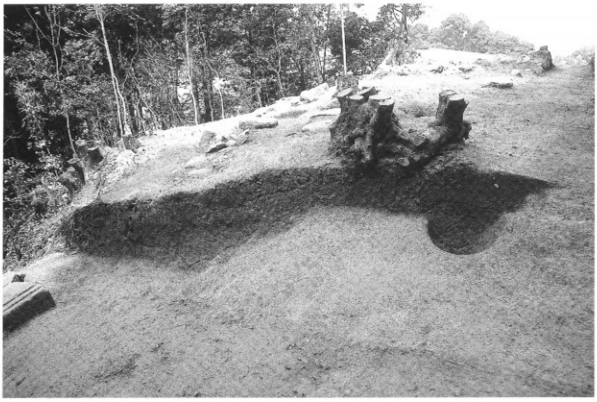

1．平坦面造成土堆積状況（G－G’ライン）

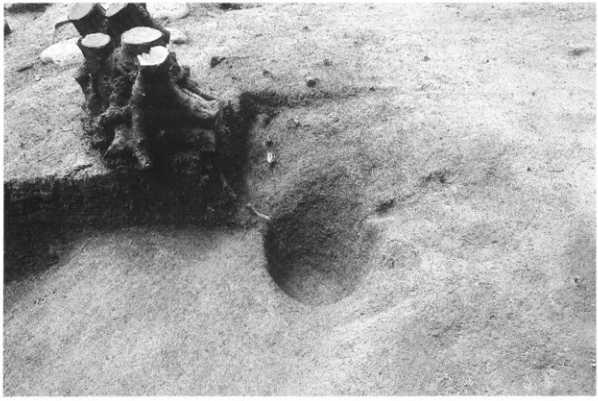

2．ピット完掘状況

1．平坦面造成土堆積状況（E－E’ライン）

2．E－E’ライン造成土堆積状況近景

図版10

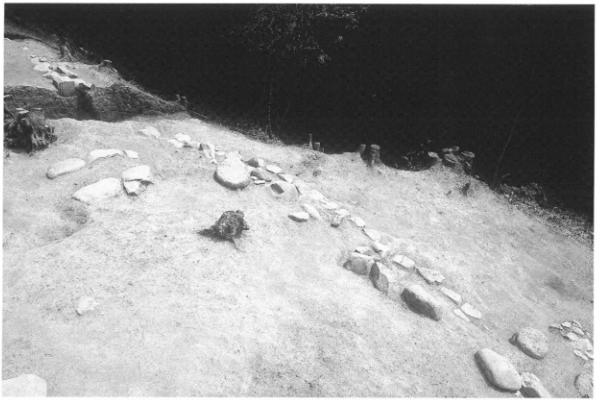

1．石垣の配列状況と入り口様配石遺構（北西より）

2．石垣の配列状況（東より）

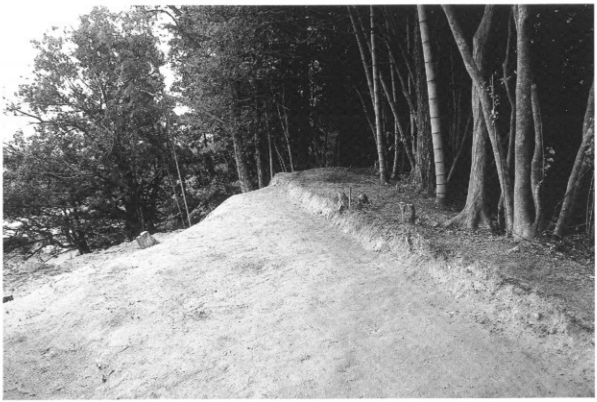

1．E区完掘状況

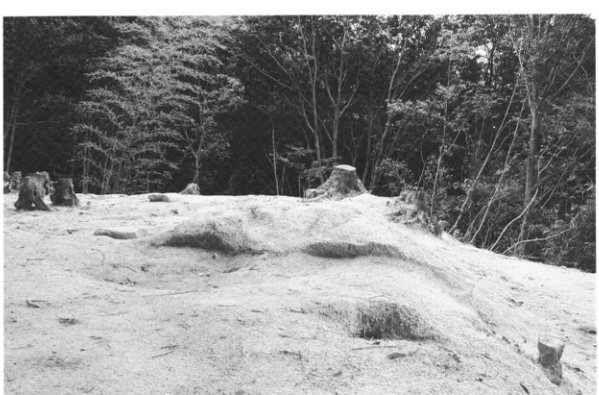

2．集石除去後の土塁（北東より）

図版12

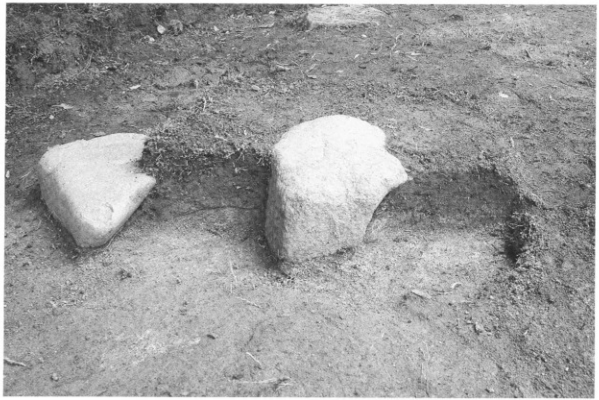

1．礎石１・礎石４検出状況

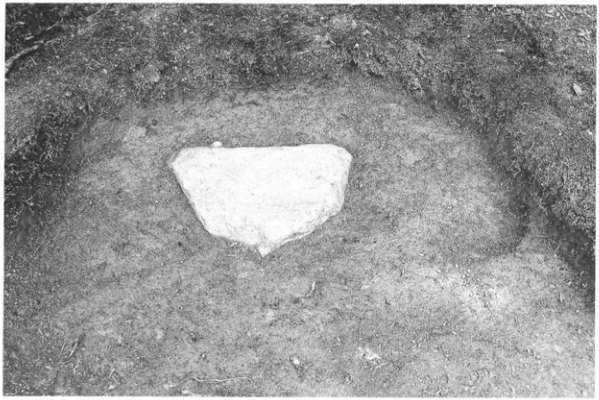

2．礎石２検出状況

1．礎石配列状況遠景（南東より）

2．礎石配列状況（南東より）

図版14

1．礎石配列状況（南西より）

2．礎石配列状況（北西より）

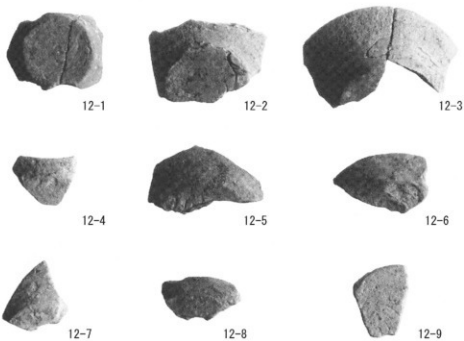

1．出土土器

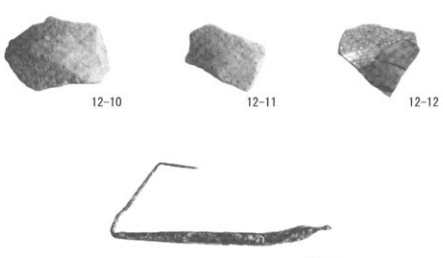

2．出土土器と碧

図版16

13-1

13-2

13-3

13-4

13-5

13-6

13-7

13-8

13-9

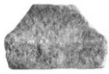
13-10

13-11

13-12

13-13

13-14

13-15

石塔部材

報告書抄録

ふりがな	たてやまいせき（たてやまじょうせき）
書名	立山遺跡（立山城跡）
副書名	大東町上水道事業柿坂配水池建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	雲南市埋蔵文化財調査報告書
シリーズ番号	3
編著者名	山﨑 修・安川賢太
編集機関	雲南市教育委員会
所在地	〒699-1392　島根県雲南市木次町木次1013-1　TEL 0854-40-1073
発行年月日	2008（平成20）年3月

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
立山遺跡	島根県 雲南市 大東町 養賀	32091	O293	35° 19′ 23″	132° 57′ 16″	20080523 ～ 20080731	120㎡	配水池施設建設工事

遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
立山遺跡	城跡 寺院跡	戦国時代 江戸時代	礎石建物跡 入り口様配石遺構 石垣 土塁	土師質土器 瓦 施釉陶器 五輪塔部材 宝篋印塔部材	

要約

立山城跡の主郭部とされていた丘陵頂部平坦面において、土塁・石垣などを備えた礎石建物跡を検出した。平坦面は、地山を削平するとともに、土砂を斜面へと押し流すことによって造成・拡張されたものであった。礎石建物は、この削平した地山の直上に配置されていた。石垣は、丘陵の北西端に地山を削り残して高まりを造り、その上へ石や土砂を盛ったものである。入り口様配石遺構は、丘陵南西側へ地山が傾斜する境にあり、石垣はやや下がった緩斜面に築かれていた。土塁や石垣に使われた石の中には、16世紀末～17世紀初頭に造られた五輪塔や宝篋印塔の石塔部材が含まれていたことから、礎石建物は概ね17世紀中葉以降のものと判断される。

これらの遺構の性格については、関連する文献等や伝承がないため明確ではないが、この丘陵の東側裾に臨済宗の寺院があり、この寺院の再興の時期がちょうど17世紀中頃であることなどから、この寺院の再興に関連して築かれた草庵のような施設ではないかと考えられる。

立 山 遺 跡

（立 山 城 跡）

大東町上水道事業柿坂配水池建設工事に伴う
埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 報 告 書

2008（平成20）年３月

発行　雲南市教育委員会
雲南市埋蔵文化財調査事務所
〒699-1311　島根県雲南市木次町里方1015-5
印刷　松栄印刷有限会社